# 平成30年6月12日 (火曜日)

(会議第2日目)

# 応招議員

1番	坂	本	あ	P	2番	濱	村		博	3番	藤	本	岩	義
4番	矢	野	昭	三	5番	澳	本	哲	也	6番	宮	Ш	德	光
7番	小	永	正	裕	8番	中	島	_	郎	9番	宮	地	葉	子
10番	森		治	史	11番	池	内	弘	道	12番	浅	野	修	_
13番	小	松	孝	年	14番	Щ	﨑	正	男					

# 不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

# 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長		大	西	勝	也	副	町	長	松	田	春	喜
町 参	事	北	岸	英	敏	総	務 課	長	宮	Ш	茂	俊
情報防災	課長	德	廣	誠	司	税務課	長兼住民	課長	尾	﨑	憲	<u> </u>
健康福祉	課長	Ш	村	_	秋	農業	振興課	長	宮	地	丈	夫
まちづくり	課長	金	子		伸	産業	推進室	長	門	田	政	史
地域住民	課長	矢	野	雅	彦	海洋	森林課	長	今	西	文	明
建設課	長	森	田	貞	男	会 計	管 理	者	小	橋	智恵	美
教 育	長	畦	地	和	<b>∤</b> 1,	教	育 次	長	藤	本	浩	<del>\( \)</del>

# 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山﨑 あゆみ

議事日程第2号

平成30年6月12日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

平成30年6月12日 午前9時00分 開会

## 議長(山﨑正男君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

今定例会に提出された陳情書については、配付しております審査結果報告書のとおり、第35号は不採択に、第36号および37号は継続審査に、第38号から42号までは審査未了となりましたので、議題とするものがないことを報告致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

# 5番(澳本哲也君)

おはようございます。

早速ですが、一般質問を始めたいと思います。

今回、僕は2点、質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

以前より、私、澳本哲也はですね、何度も人権教育、人権啓発という言葉をこの議会の場で言ってまいりまいした。

そして今回、教育長、次長、両名がですね、新しい我が町の教育委員会のおさとして、これから引っ張っていってくれると信じておりますけども。やはり、この人権教育、人権啓発という2つの大きな柱をですね、これからどういうふうにこの2人が引っ張っていってくれるのか、まず質問させていただきたいと思っております。

教育長も代わり、これから黒潮町が目指している人権教育、啓発についてまずお問い合わせ致します。

保育園、小学校から中学校、そして高校。これからの人権教育の新しい取り組み、また保護者に対しての啓 発活動、どういうふうにこれからやっていくのか、まずお伺い致します。

#### 議長(山﨑正男君)

教育長。

#### 教育長 (畦地和也君)

おはようございます。

それでは、澳本議員の1番目の質問、人権教育の新しい取り組み、保護者に対しての取り組みについてお答えを致します。

まず、学校教育におきましては、すべての学校において9年間を見通した人権教育を推進することで、中学校時において人権教育の学習の平準化が図られるよう、人権教育主任会等で、実践の確認、計画の見直し、改善を行い、各校の人権教育全体計画に反映をさせております。それに基づきまして、各校の地域的状況や、学年に合わせて年間計画を立てて取り組んでおります。本年度も同様に取り組みを進めたいと思います。

次に、保護者への人権教育につきましては、PTA を中心とした人権問題研修会や成人集会を実施をしておりまして、本年度も引き続き実施をしてまいります。そのほか、人権教育推進講座、泊まり合い研修などにつき

ましても引き続き実施をしてまいります。

通告書には新しい取り組みについてご質問がございますけれども、業務内容について昨年度と大きな変更等はございません。しかし、研修会等への参加者が固定しているのではないか、あるいは取り組みが町民に浸透をしていないのではないかというご指摘を受けているところでありまして、同様の事業でありましても、その内容については広く皆さまに関心を持っていただけるよう、常に創意工夫を重ねてまいりたいと思います。

# 議長 (山﨑正男君)

澳本君。

#### 5番(澳本哲也君)

これ、今までのような取り組みはやってくれるということでありますが、ちょっと分けて質問させていただきます。

まず、就学前、保育園ですけども。

子ども同士が仲間として認め合っているという、保育は、保育士さんたちはプロですので、しっかりと日々やってくれていると思っております。しかし、保護者の方たちの人権意識の向上というものは、さあ、どうなっているのかなと思ったときですね。以前、自分たちが保育園の保護者をやってたときには、年間2回から3回ぐらいのこの人権教育の場がありました。しかし、今はほとんどなくなってきているのではないかと思うがです。

保護者、大人がですね、自らも差別性に気付くことが本当に重要だと思っておりますけども、何でこれがまたなくなったのか。

そしてこれからの、もし計画がありましたら教えていただきたいですけども。

よろしくお願いします。

# 議長(山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

再質問にお答えを致します。

かつて、各保育所で複数回の人権教育の研修会が行われていた。その回数が少なくなった理由はということ につきましては、少し経過について詳しく存じておりませんけれども、現在でも年に1回は最低まあ、開催を しております。

ただ、なかなか職員の勤務時間等、それから保護者がなかなかその夜間の集会等にお集まりいただけないという背景もあって回数が少なくなったのではないかなという推察は致しますけれども。いずれにしましても、ご指摘のように小さい就学前の幼い子どもたちを保育をする保護者の人権意識の向上というのは非常に大切だと思いますので、各保育所とも計画を立てながら、回数等の、それから内容の充実につきましても検討していきたいと思います。

# 議長 (山﨑正男君)

澳本君。

## 5番 (澳本哲也君)

その検討していくということですが、もう一つ聞きます。

町人教などで保育園が発表していると思うがですけども、ほんとに保育士さんたちが同じ思いで保育をしていて、そして保護者とかかわっているのか、ということが僕は疑問に思っております。

そういうことの取り組み等は、まずどうなっているでしょう。

# 議長 (山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

町人教の研究大会等で、就学前の方からそれぞれ取り組みを発表していただいております。

主に、子どもたちとのかかわりの中での発表が中心になりますけれども、我々が常々そこに呼び掛けていますのは、差別を見抜く子どもたちをその中から育ててもらいたいということを常々お願いをしておりますけれども、就学前という、対象年齢が低いということもございまして、致し方ない部分もあろうかなと思いますけれども。

なお、その就学前の取り組みについては充実を図ってまいりたいと思います。

#### 議長 (山﨑正男君)

澳本君。

# 5番 (澳本哲也君)

特にですね、ほんとに就学前は重要なときです。三つ子の魂百までじゃないけんど、子どものほんと成長というものはすごい早いもんで。

これからもですね、この就学前。保育士さんたちの同じ思いを持って取り組んでいただきたいと思います。 小学校、中学校にちょっと移ってまいりたいと思います。

小学校、中学校はですね、同じ課題で、そして同じ思いでやってくれてると思っておりますけども、もう中学校になるとですね、もうスマートフォン等、またインターネット等を家で見ていると思うがです。その場合ですね、今本当に、このネット、SNS でのいじめ問題等が本当に重要になってきております。

その中で、まず小学校から中学校で、そのスマートフォンの使い方とか危険性とか、そういうような取り組み等がありましたら教えてください。

#### 議長(山﨑正男君)

教育長。

#### 教育長 (畦地和也君)

小学校では低学年等もございますので具体的取り組みはございませんけれども、中学校では県警等に講師と して来ていただいて実施をしております。

## 議長(山﨑正男君)

澳本君。

#### 5番(澳本哲也君)

これからもですね、この取り組みは続けていってもらいたいと思っております。

実際のところ、昨年度ですかね、2年前ですかね、、オークションサイトで地名総監が売られていたいうようなことらもあります。ほんとに、今ネット上での人権について差別するというような、ほんとに増えてますので、どうにかこれをずっと続けていって、そしてまた保護者にもこの取り組みをきっちりと伝えていってもらいたいと思っております。

そして、小学校と中学校ですけども。

まず、この人権教育等ですね。人権学習指導要綱というか、そういうものは、まず黒潮町独自で作っているのかということをお尋ねを致します。

# 議長(山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

まず、当町の人権教育につきましては、人権尊重のまちづくり条例。それに基づきまして、人権教育の推進 計画、これを定めております。

それに基づきまして、先ほどご説明しました、各校では人権教育の全体計画というものを立てまして、その中に各学年ごと、年間の年間計画を立てて取り組んでおります。

# 議長 (山﨑正男君)

澳本君。

# 5番(澳本哲也君)

それとですね、一番、僕大事なのは、この小学校、中学校、やっぱ人権学習を学級づくりの全体のものとしてとらえて、子どもたちの中にはさまざまな家庭環境や人間関係の中で悩んだり、不安な思いを持って生活してる子どもというのは、ほんとにたくさんいると思います。

人権学習が子どもたちの日々生活に重なることが大切だと思っておりますが、そういった取り組みがですね、ほんとに今現在行っているのか。当黒潮町はですね、県下的にも人権学習はほんとに先進的にやってくれてると思います。同じ課題でですね、小学校5年生、6年生、1年生からですか、ずっとやってくれておりますけども。ほんとに、こういったことを学校全体の取り組みとして、また学級づくりのこととして、ほんとにとらえているのか。

そういった検証の場というのはほんとにあるのかということを、ちょっとお聞きします。

# 議長 (山﨑正男君)

教育長。

#### 教育長 (畦地和也君)

それでは、当町の目指す人権教育というものを少しお話しをさせていただきまして、お答えをさせていただ きたいと思います。

これまでの当町の人権教育は同和教育の歴史を継承しながら、差別の現実に深く学ぶということをずっとスローガンにして取り組んでまいりました。この点につきましては変わりません。

しかし近年、生命や身体の安全にかかわる事象であります、子どもの貧困、児童虐待、あるいは外国人への へイトスピーチの差別的な扇動。あるいは、先ほどおっしゃられましたインターネット上でのあからさまな差 別書き込み等、以前では考えられないような差別事象があります。そういう差別事象に向けて、教育、啓発、 さらなる充実をしなければならないということは、おっしゃっていただいてるとおりでございます。そのため にも、学校におきまして人権学習の機会保障と内容の充実、これが求められるわけですけれども。その際に、 私たちは次のことに注意をしながら進めたいというふうに考えております。

つまり、人権教育はさまざまな資質や能力、これを育成をして、人権に関する知識的理解の進化と人権感覚。 この両方が相まって、人権尊重の意識や態度、あるいは実践的な行動に発展させることができるということだ と思います。

人権教育に限らず、すべての教育はその知識的側面と態度的側面。まあ意欲、態度的側面を育成しなければならないわけですけれども。その際に、私どもが最も大事なものは自尊感情であろうというふうに思っております。

自尊感情を獲得するためには、自分と他者、つまり集団や社会との関係の中で人の役に立っているとか、あるいは人から感謝された、人から認められたという、他者からの評価やまなざしを強く感じる、まあ自己有用感と言いますけれども、そういうものが重要だと言われております。

黒潮町は防災教育を進めておりますけれども、当町の防災教育は命の教育を基本としております。教科等、 関連を持った教育課程を編成することで、子どもたちの心が震えるような授業計画を通じて、地域への愛着、 地域への貢献意識。その結果、取り組まれたことへの周囲の評価が子どもたちの自己有用感、あるいは自己肯 定を醸成し、さらに次の教育活動につながっていく。最終的には、我々はそのことが学力向上につながればい いのかなと思っております。これらは特に、この当町の防災教育は特に人権教育として、位置付けで授業を行 っているわけではありませんけれども、その内容は、私たちはまさしく人権教育そのものであろうと思ってい ます。

従いまして、大事なのは人権教育という授業の時間に、何を、どのように、どれぐらい習ったか。あるいは、何回実施したかということではなくて、そのようなさまざまな取り組みを通じて人権意識、あるいは態度、実践力が身に付くこと。そして、結果的に差別のない、人権が尊重される社会が構築されること。その点が最も重要だと思います。

そのようなことをどのように評価をしているかということでございますけれども。

評価の方法としては、どうしても子どもたちの内面の変容、これをアンケート等で追跡をするしか今のところはございません。従いまして、道徳アンケートでありますとか、あるいは全国学テ・学習状況調査の中の質問紙がございますけれども、その中に同様の質問がございますので、そういうものの経年変化を使いながら、子どもたちに人権意識がちゃんと育成をされているのかどうかについては学校の方できちんと確認をしていただいてるとこでございます。

## 議長 (山﨑正男君)

澳本君。

#### 5番(澳本哲也君)

防災教育がほんとに人権教育だ。ほんとに僕もそうと思っております。

僕は教育の原点は人権教育だと思っておりますので、今まで以上の小学校、中学校の取り組みをお願いした いと思います。

そして、高校に入ります。

まあ、教育委員会にはほんとに高校はあまり関係ないということではいかんがじゃないかな、思っております。なぜならば、やはり保育園から小学校、中学校と、この町で同じように人権学習をしてきて、そして高校に行くというような●。この人権感覚、ほんとに高校の教師たちはどういうふうに思っているのか。この人権感覚はほんとにあるのかなと思っております。

まず、そこからよろしくお願いします。

# 議長 (山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

人権感覚があるのかなということに、少しちょっとお答えにくいですけれども。

県の人権教育に関するアンケートを見てみますと、どうしてもやっぱり小中よりも高校教員の方が、人権に 関する認識が低いという結果は出ていると思います。

#### 議長 (山﨑正男君)

澳本君。

# 5番(澳本哲也君)

確かにそうと思います。

一番、子どもたちがですね、悩むのがこの時期です。せっかく小学校、中学校と人権教育をやってきて、ほんとに人を、いじめの、差別するということがいかに醜いことかということをほんとに勉強してきたのに、高校になってまたこういうふうなことが、またゼロから出発というか、そういうふうな感覚に陥ると思っております。実際ですね、何年か前にも県下の専門学校で実際ありました。クレームを言ってくるのは部落の人らが多いと、そんなふうな言い方もされた。そして、もう全くその学校にも行きたくないというようなこともありました。

それでですね、ほんとに今のこの教育委員会がこの高校生にどういったことをやってくれるのか。まあ、やってくれるいうとおかしいかもしれませんけども、この高校の生徒たちにどういった取り組みが必要かということを教育委員会はどう思っておるか。

またよろしくお願いします。

# 議長(山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

今、議員がお話しになりました専門学校生のお話も、我々数年前に聞きまして非常に心を痛めました。いわれのない発言を進学先で受けて、非常に傷付いて帰ってきたというお話を聞いたところであります。

やはり、系統立った。系統立ったというのは、小中高という意味での系統立った教育というのが、どうして も高校になったら切れている側面はあろうかと思います。

ただし、どうしても管轄外といいますか、県教委、県立高等学校につきましては我々が直接的に何かをする ということができませんので、今後も。これまでにも各学校訪問をさせていただく際に、人権教育についてし っかりやっていただきたいということは申してまいりましたけれども、引き続き各高等学校にはその点要請を してまいりたいと思います。

#### 議長(山﨑正男君)

澳本君。

#### 5番(澳本哲也君)

強く、よろしくお願いします。

そしてですね、まあ高校となって、そして卒業する。大学になる。大学に行きます。また、就職をします。 そうなった場合、ほんとにこれから社会に出るというときに、一番、ほんとデリケートな時期ですので、フォローというものもこれから必要になってくるんじゃないかな。思っております。

教育委員会として、やはりこの黒潮町で生まれ育ち、そして就職なり大学に行くとなった場合ですね、ほんとに今、高校生がほんとに悩んでいることを調査し、ほんで検証し、分析し、そして解決していく。そういった取り組みもこれから必要じゃないかなと思っております。

この高校生たちにですね、できればアンケートなりそういった実態調査を行って、これからの小学校、中学校のこの人権教育で何が役に立たないかな、また改善をすることはないかなということがありましたらぜひともやってもらいたいんですけども、その点はどうでしょう。

## 議長 (山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

再質問にお答えをしたいと思います。

それぞれ佐賀地区、大方地区に解放子ども会がございます。小学校、中学校、高校生も友の会の形で活動し

ていただいてると認識をしております。

できればそういうところと協働をして、現在の高校生のみならず、思春期以降になって、そういう差別の現 実に向かい合ったときにどのような悩みがあり、これからどういう不安を抱え、社会に出ていこうとしている のか、それについて少し聞き取り等もできればなあと、今お話を伺って思いましたので。

少し関係者と協議をして、どのような方法を取れるのか、少し検討をしてまいりたいと思います。

# 議長 (山﨑正男君)

澳本君。

# 5番(澳本哲也君)

ぜひともよろしくお願い致します。

やっぱりですね、前回も言ったことと思いますけども、やっぱり結婚となると、今でもしっかりと根強くこの部落差別というものが残っております。実際、私も部落差別に遭いました。この結婚となると、ほんとに人生の一大のイベントですので、ここで差別されるとですね、何と言ったらいいか、もう完全に人間を否定されるというか、そういった感覚に陥ります。

また、言われたときにですね、自分も小学校、中学校と高校と、この人権教育やってきましたけども、言われたときにしっかりと反論できる、自分の意見を言えるということを学んできましたけども、実際言われたときに、頭の中がほんとに真っ白くなるんです。何も言えません。

そうなってくるとですね、心の弱い者、また友達のいない者はですね、自分の自らの命を絶つ。そういったこともほんとにあり得るのです。だからですね、命を守る。差別をほんとに許さん。そして、そういった学習をですね、これからも町の教育委員会としてきっちりと、これからも今以上に。また、新しい教育長、次長となったんですけども、また新しい取り組み等を創造しながら町民と一緒にやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

2にいきます。

町民に対しての啓発活動は、これからも積極的にやってくれると思っております。また、ここにも新しい取り組み等が出てきておりますけども。

先ほども言いましたけども、教育長が言っておりましたが、ほんとに研修会等も固定してきているということで、ほんとに課題が大きいと思っておりますが。

ほんとに、今までいいのかなと。この人権啓発という取り組みは今まででいいのかなということをまず質問 します。

よろしくお願いします。

#### 議長 (山﨑正男君)

地域住民課長。

#### 地域住民課長(矢野雅彦君)

おはようございます。

それでは、澳本議員ご質問の、人権教育、啓発についての2番目のご質問の、これからの啓発活動をどう思っているかにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言に うたわれているこの理念は人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下の平等および基本的人権の 保障について定められているところでございます。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV 感染者等、外国人など

に対する人権侵害に加え、近年では犯罪被害者等の人権侵害、インターネット上の悪質な書き込みによる人権 侵害、災害時や災害後の人権侵害など、新たな人権課題が顕在化してまいりました。こうしたことからも、人 権問題の解決のために人権教育と啓発は大変重要な役割を担っております。

黒潮町人権尊重のまちづくり条例第2条にも規定されておりますとおり、町民に対しての啓発活動はこれからも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

本年度におきましても、部落差別をなくする運動、強調旬間記念講演、町民大学、泊まり合い人権研修に加え、地域、そして職場などに特化した研修として、じんけん出前講座や職域人権啓発を行う予定でございます。

議員から、啓発活動は新しい取り組みが必要な時期に来ているというご指摘をいただきましたが、現在、今年2月に実施致しました、人権問題に関する住民意識調査の集計を行っております。集計の後、分析を行いまして、その結果を基に、黒潮町人権施策推進基本方針の見直し改定を行わなければならないと考えております。その過程において、啓発活動の在り方など、現在の啓発方法が最良の方法なのか、ほかにもっと良い効果的な方法がないのか等について、今後検討していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

澳本君。

#### 5番(澳本哲也君)

2月に行った人権認識調査、そして、その中でまた見直しをしていくということで間違いないと思いますが。 僕、解放まつり、人権まつりがですね、もう何年もやっております。年々、やはり参加者が、固定じゃない けれども、やはり先生方とか役場の職員の方たちが、ほんとに固定化になってきていると思います。そういっ たことが、ほんとにこのままでいいのかな、このまつりの取り組みはこれでいいのかなと思っておりますけど も。

また見直しをすると言っておりましたけども、その新しい考え等はまだありませんかね。

# 議長 (山﨑正男君)

地域住民課長。

# 地域住民課長 (矢野雅彦君)

澳本議員の再質問にお答えを致します。

具体的にはですね、例えば、黒潮町泊まり合い人権研修等が考えられると思ってございます。

この泊まり合い人権研修は、以前は女性を対象にしてきた研修会でございましたが、2011 年度からは性別を 問わず参加できる研修会になりました。

そして 2012 年度までは、宿毛市、椰子 (やし) を会場としておりましたが、2013 年度以降は高知市や主に 県外に行きまして、先進地視察やフィールドワークなどを取り入れた体験型研修を多く実施してきたところで ございます。

しかしながら、先ほど議員からもお話がありましたように、参加者が固定化をしておりまして、全体の中で 一般の参加者が占める割合が少ないという問題点があるように思ってございます。

こういった問題点を解決し、住民一人一人の理解を深めるために、どうすれば一般の参加者が多く参加するようになるのか、そういった仕組みづくりにはどうすればよいのか等を、今後検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

澳本君。

## 5番 (澳本哲也君)

今後検討すると。お願いしたいと思いますけども。

その地域、その黒潮町のという、この地域、実情に合った、ほんとに取り組みをなされているのかということも大事だと思います。

そして、地域住民課の人たち、職員の方たちもおると思いますけども。やはり、教育委員会等ですね、横のつながりも大事にしながら、これからもっともっとやっていきたいと、やっていってくれたらなと思っておりますけども。これ、横のつながりというものは大事だと思います。もちろん、ありますよね。

まずそこ、聞かせてください。

#### 議長 (山﨑正男君)

地域住民課長。

# 地域住民課長(矢野雅彦君)

横のつながりというご質問をいただきました。

例えばですけども、いろんな人権教育推進講座にしてもですね、あるいは泊まり合いにしてもですね、黒潮町と黒潮町教育委員会は主催を両方がしております。そういったことで、両方の担当者を含めてですね、常に密接な協議をしながらですね、いろいろな研修会等を行ってきているというように理解をするとこでございます。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

澳本君。

## 5番(澳本哲也君)

何といっても、ほんとに先ほども何度も言ってますけども、県下的にも進んだこの黒潮町はですね。人権教育の進んだこの町は、もっともっと先を行っていかないかんと思っております。

防災教育はもちろんそうです。そして、この人権教育も全国に恥じない、また全国に手本となるような取り 組みをこれからもよろしくお願いしたいと思っております。

次、いきます。

モジャコの採捕漁業についてでございます。

もう今年、ほとんど終わりました。モジャコの採捕漁業は、もう6月の初めにはもうほとんどぐらい終わっておりましたけども、今年度より県が人口種苗の取り組みを始めるいうことをお聞きしました。何か1,400万ぐらいの予算でやると。そこの、やる所が何か2社あるということで聞いておりますけども。

養殖業者の方も言っておりましたが、何で高知県の漁業で、このモジャコの採捕漁業者がいるのに、何で人口種苗を取り組まないかんがか私たちも分からないというふうなことを聞きました。そして、この漁業者がほんとに不安になっております。

この漁業者とともにですね、町も一緒にこの人口種苗の取り組みをですね、中止いうか、そういった方向に 持っていってもらいたいと思っておりますけども。

まず、町の考えをよろしくお願いします。

# 議長 (山﨑正男君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西文明君)

それでは通告によりまして、2、モジャコ採捕漁業についてのカッコ 1、県事業によるモジャコ人口種苗に関する質問にお答え致します。

近年、欧米を中心に資源管理やトレーサビリティーの観点から、人口種苗由来の養殖業の人気が高まっていることを受け、高知県が平成30年度から2カ年をかけて県内の種苗生産事業者に委託し、ブリの人口種苗を陸上施設で一定期間飼育し、品質や歩留まり等を検証するとの事業を開始すると承知しております。

ブリの養殖生産においては、通称、モジャコと言われる天然ブリ稚魚を漁港内で一定期間中間畜養し、その後、生産養殖業者に引き渡し、さらに養殖した後に出荷となります。

町内では、入野地区 12 経営体、佐賀地区 1 経営体の、合計 13 経営体においてモジャコの畜養がされております。ここ 5 カ年の平均を見てみますと、年間約 1 億 5,000 万から 2 億円程度の売り上げがあり、短期間とはいえ一経営体につき複数の雇用も生まれ、水産業の中でも重要な位置を占めております。

宿毛市などの県内養殖業者は現在天然種苗を用いており、黒潮町もモジャコの主要な取引先となっていますが、県の事業が実施されることで取引先がなくなるのではないかとの不安の声が現場から広がっているところであります。

人口種苗の生産に取り組むことが養殖業の主要な消費市場の動向を踏まえたものである以上、その事業の実施を止めることはできないと考えておりますが、一方で、モジャコ漁師も県内の漁業者であるわけですから、事業の実施に際しては話し合いの場もあってもしかるべきだと考えております。

今後においては、展望等について説明会を実施していただけるよう県と協議するとともに、現場の漁業者の皆さんとも今後のプランについて協議を重ねてまいりたいと考えております。

#### 議長(山﨑正男君)

澳本君。

## 5番(澳本哲也君)

止めることはなかなか難しいかもしれません。本当に。

しかし、やっぱり先ほども課長が言ったように 1 億 5,000 万から 2 億円、2 カ月ぐらいの短期間にこれぐらいのお金があそこで動く。そして雇用もですね、多分 50 人、60 人、なってくると思います。そういった中で、ほんとに重要な魚種です。

そして、一番僕が懸念しているのは、このモジャコの船主さんにですね、まだ 20 代、30 代の方がおられるんです。その新しいいうか後継者がですね、一生懸命やっているのに、県はほんとに何でこんなこと考えるかなとかほんとに思ってるんです。もう漁師の中ではね、もうモジャコは終わった終わったと。もうこれから何してええか分からんにゃ、みたいなことを言う人もおるんです。実際のとこ。そういった、ほんとに声がですね、ひしひしと感じてきます。

そして、その説明会ですけども。いつごろか、まだ期間は、期日は分かっていませんかね。

#### 議長(山﨑正男君)

海洋森林課長。

# 海洋森林課長 (今西文明君)

それでは再質問にお答え致します。

説明会の実施。これは県の担当者と協議しましたが、時期的にはまだ明示を受けてないわけですけれども、 近いうちに協議の場を持ちたいと考えております。

以上です。

#### 議長(山﨑正男君)

澳本君。

#### 5番(澳本哲也君)

ぜひとも早急に、このことについてはですね、また来年も、また再来年もずっと続くと思っております。 ほんとに漁業者は不安な日々を送っております。何といっても、これが一年間の本当に、食い代じゃないけんど、所得のほとんどがこれに懸かっている人もおります。実際のところ。

ぜひともですね、早急に話し合いを持ってもらって、漁業者の意見をきっちりと聞いてもらいたいと思って おります。

以上で僕の質問を終わります。

#### 議長 (山﨑正男君)

この際、9時50分まで休憩致します。

休 憩 9時 37分

再 開 9時 50分

# 議長 (山﨑正男君)

休憩前に引き続き会議を始めます。

次の質問者、藤本岩義君。

#### 3番(藤本岩義君)

それでは、ただ今より一般質問を始めさせていただきます。

今回は、最近新聞やテレビ、マスコミ等で公文書の破棄や改ざんが取り上げられ、大きな問題となっております。黒潮町の例規集の整理を1年間かけてするということで、現在整理をされておると思うんですが。文書関連の例規を見たときに、いまだにまだ従前のままでありましたので、今回質問をさせていただきます。

合併や新庁舎移転に伴い、あまり見ることのない公文書はどのように管理されているか住民は知る由もない わけですが、住民の財産でもある公文書はどのように管理、保存されているのでしょう。

佐賀庁舎であれば、3 階の書庫や旧議場、車庫 2 階が書庫などになっております。本庁舎でも、庁舎以外の 旧保育所等でも保管がされておったと思いますが。今回、庁舎の移転で相当数の文書が破棄されたと思います が、大丈夫でしょうか。

公文書の管理は、あまり身近な問題として感じていないかもしれません。しかし、公文書をきちっと作成し、 保存管理しておくことが重要です。近年、国や東京都などでも公文書の管理が十分でなく、マスコミに取り上 げらればたばたしております。各種事業等を行うに当たっても、誰が、どこで、何を、どう決めたか、事業の 透明性を確保することは黒潮町政への信頼性を高めるために重要です。黒潮町も文書管理システムを導入して おりますので、どの文書がどこに保存されているか、整理は多分されているとは思います。

私的なことですが、せんだって土地の20年前の地籍調査の経過を知りたくて、閲覧簿や調査用の閲覧をお願いしたのですが、すぐに文書のありかも分かり本当に助かりました。このように文書の管理がきちっとしておれば、住民にとって知る権利を阻害することがないと思います。

現在の公文書の管理保存はどのようにされているかを伺います。

また併せて、文書の起案、管理等を行う職員の研修はどのようにされているのか、併せてお願いします。

#### 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

## 総務課長(宮川茂俊君)

藤本議員の一般質問の1、黒潮町の文書管理についてのご質問の1番目のご質問、公文書の運用状況等につ

いて、通告書に基づきお答えします。

議員ご質問の黒潮町における公文書の運用、管理、保存につきましては、1、行政の適切かつ効率的な運用を行うこと。2、行政活動を現在および将来の町民に説明する責務を全うすること。3、保有情報は行政にとって最重要な財産であり、町民の財産でもあること、の3つの基本事項を目的として適正に運用管理するよう務めております。

公文書等の管理につきましては、紙を用いる文書と電子的記録を用いる文書の双方とも、職員が文書を作成 取得したものを収受起案から決裁、保管、保存および廃棄につきまして、定められた保存年限に従い管理をし ております。

近年の文書管理の運用状況としましては、平成28年4月1日より大きく運用変えを行っております。紙文書の管理につきましては、従来の簿冊管理方式から改め、フォルダ管理システムによるファイリングシステムへと移行することとして取り組んでおり、また、文書管理システム自体も新しいシステムへと公開すると同時に、電子決裁を導入し運用をしております。文書管理の運用や管理を徹底するために、昨年度、内部の任意組織として文書管理委員会を設立しており、現在は総務課、総務係を主軸として各課から2名の委員を選出し、全課が責任を持って文書管理を行う仕組みづくりに尽力をしており、3年サイクルによる目標を設定するなど、計画的なレベルアップを図っていくように取り組みを始めたところでございます。

それと追加で、ご質問がありました研修の状況につきましては、数年前まで庁舎全体の研修を実施してまいりましたが、最近の取り組みとして先ほど答弁させていただきました、文書管理委員会を中心とした取り組みに切り替えておりまして、そのような運用で実施をしております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

今伺うと、順調に管理されておるというようなことですが。

そしたら何点か今からお伺いします。

先ほどの話によりますと、決裁も電子決裁が導入されている部分もあるというように伺ってます。

どのような方法で電子決裁がされて、あるいは決裁に至るまでに当然、係が起案を挙げたことをそのまま通 る場合もあるし、ない場合もあると思います。

そのように修正されたときの確認方法や記録、その付近はどのようになっておるのかお伺いします。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

#### 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

まず、電子による文書管理システムにつきましては、紙ベースで来たものも、スキャナ等で読み取りをして 電子化をします。電子化をした文章を添えて、起案であったり、収受であったりとかという形で、決裁者まで 回覧をする仕組みになっております。

それと、差し戻しに関してのご質問があったと思いますが。決裁者が決裁をする際に、おかしいとか疑問に 思ったことはコメント欄に入れて差し戻しをしたりします。その差し戻しの履歴につきましては、決裁者の欄 を見ると、差し戻ったかどうかっていうことが確認できるようになっております。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

紙ベースと同じようにある部分なされよると思うんですが。

そこでお伺いしますが、文書取扱規定というのが黒潮町にございます。その中に総則があってですね、第2条第1項第4号のところに決裁という文言があります。今おっしゃられた決裁。ここを読みますと、決裁、これは紙文書により会議をし、決裁を得ることを言うと書き切ってます。

ほいたら、電子決裁はどうなるのか。

# 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

議員がご指摘されますとおり、黒潮町文書管理規定につきましては2条第4号におきまして、紙文書により 回覧し決裁を得ることを言うというふうに書かれていますが。現在のところ、この規定が時代遅れというか改 正されてないいうことは確認をしておりまして、現在、この規定の改正について今準備をしている状況です。 以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

今おっしゃられたことはですね、その付近はどういう形で住民にも含め職員にも把握していただいておるか、 そういうことが疑問に起きるがです。町の定めた規定というのは、これ訓令ですけども。この訓令によって、 町長が訓令によって職員に示した考え方という中にそうするいうて書いておりますけど。変える前に、そうい う考え方を示す前に、やっぱりこれを直しておかんとおかしいことで。

これ私、今回ちょっと問題がありましたように、ずっと全体を一定読まさせてもらいましたけど。いまだに 佐賀総合支所総務課長とか、本庁総務課長とか、これいつの話ですか。そのままになっておるんですよね。この中でも特に問題のあるのが、その文書の主任を置くということが書いてありますでしょう。5条ですかね。6条か。主任を置くと。文書の主任を置く。この文書の主任というのはどなたがなされておるんですかね。ここによりますと課長ということになっておりますが。各課長、いないところの課長、総務課長とかですよ。そういう方が文書主任になっているというのは、これはその取り扱いの上で条例規則を守っていかないかん職員からすれば、そこのとこも見てないということになってきます。文書管理を普段日ごろしようのに。何でこの付近は気が付かないかなと思うて。付いたら規定ですので、簡単に町が告知すれば簡単に直る話ですよね。この付近がその整合性がないがですよ。

これはどうです。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長(宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

議員のご指摘されますとおり、現在のところ、整合がないものと認識をしております。

このため、先の答弁と重複しますが、内部の任意組織として文書管理委員会を設置しまして、全課が責任を

持って文書の管理を行えるように規則の改正等に今現在取り組んでおるところですので、ちょっと時間がかかってますが、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

#### 議長 (山﨑正男君)

藤本君。

# 3番(藤本岩義君)

そこがちょっとおかしいところで。

当然、その文書主任は、文書主任を置くいうことで、文書主任は各課の課長が文書主任となると書いてます。 そしたら、その文書を管理してくれた課長はその規定に基づいてせないかんがですよね。規定が変わってない 分をどうやって管理をしていくんですかね。そこが何か、ちょっと私は納得がいかんところながですよ。

やっぱり実際に行政活動、行政の業務をやっていくに規定や規則とかいうのは大事であって、ないことをやっても特別な指示とかね、そういうのでやることも当然あるわけですけども。基本的にはルールに基づいてしていきよらんと、何が何やら分からんようになってくる部分があると思うんですよ。

例えば、文書を処分したときも、この規定の中に掲げられた処分の方法に基づいて処分してないと、その職員はやっぱり問われることになります。やっぱりそこら付近がですね、何かこうちぐはぐといいますか、おかしいがじゃないかなと思ってます。

やっぱり、その付近をきちっとしていかんといかんがやないかなと思うんですが。各課長はご存じでしたかね、この6条の。各課長が文書主任ながですよ。その付近が何か、自覚と実際の業務とが外れちょうがやないかと思うたがです。

それから、先ほどの答弁の中でファイリングシステム、これ四万十町を私らも見てきましたけど、誰もが机の上へ置かんようにするためにも含め、ファイリングシステムという取り扱いをしていくということで、現在新庁舎になってやられておるんです。このことは承知していますが。ファイリングシステムでやるには、その用語なり要領というものがきちっと定められて、どういう形で整理しているかという、統一したものをやっぱりきちっとこういうものの中で示していくべきじゃと。四万十町を見れば十分でないかも分からんですけど、きちっとファイリングシステムについてはこういう方法でやりますと。そこが定められて、初めてそれをやりようがですよ。あるいは同時進行でもええと思うんですけど。今また研究するとかいう問題じゃないがですよね。もし何かあったときに、その職員らがやりようことがこの規定に沿うてない場合が出てくる、出てきたときに困るんじゃないですか。

その付近は、ファイリングシステムは別に定めておられるんですか。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

#### 総務課長(宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

議員がご指摘されますファイリングシステムについての規定は、現在のところございません。

先ほども答弁させていただきましたが、委員会等を中心に、今、規則の改正であったり、必要な規則の成定であったりを検討することとしておりますので、今検討中という状況であるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

それでは、ということはファイリングシステムのやり方も見切り発車と。実際規則もないのに、もう既にやりようということになってきますよね。今から検討するということは、何かおかしいな思うて思いようがですけど。

例えば、それは実際に後で検討するいうことですので、それ以上のことはないと思いますけど。実際にやられておって、まだそういうことは検討するというがとやりようこととは全然違うということ、皆さん自覚してもらえりゃそれでいいんですけど。急ぎますよね、それは。現在もうやりようがですから。何をいうても早くしないといかんと思います。そういうところの積み重ねの中で、きちっと整理していけばいいわけですけども、規定も何もその取り扱いも決まってないのにどんどんやりようか、それぞれの係の思いやねあれも違うと思うんですよ。やっぱりモデルになるもんがない。ルールがないと。ルールは口頭で言うちょうか、それは分からんですけど、やっぱりその付近が各課長が文書主任ですので、きちっとその付近は把握して教えていきようかも分からんですけど、私には分かりません。その規則なんか見たち分かりませんでしたので。

それから、メールも文書になると思うんです。今言いよったように電子のシステムとして。これは規定の中にも、電子のがも文書と見なすいうことがありますのでいいと思うんですけど。メールのその重要性も最近は国やそんな所でもいろいろな問題のときにメールで各省庁へ連絡したとか、ここであれば各課の課長にこの連絡を取り合うたりとか、いうとこの記録ですよね。メールはただ単純に、ちょっとした連絡で消す場合も大半なことだと思うんですけれども。その取り扱い等についてもですね、あまりよう見かけんがです。メール等も文書とするのではあれば、どういうところをどうするかというところの要綱や要領付近でもあっても、やっぱり必要じゃないかなと。ずさんな管理がされていくと、後々困ることになると思いますので。どんななっておるんですかね、メールの保存は。住民からの要望とかそんながらあも挙がってきたり、いろんな情報が挙がってきて、まあそこへ添付されてね、文書が来ているものは別の方法としてそれを取って、さっき言った電子決裁でやるかも、それは分からんですけど。そういう場合のときに、保存の仕方としてはどういうやり方をしようかなと。いつ、何月何日の何時にメールが届いて、その文書が届いたということも重要になってくる場合があると思うがです。私はそれを心配しようがですよ。

それから、せっかくファイリングシステムでやりようということで机の上に書類は置かないと。帰るときには片付けて帰るということで、非常にきれいになったと思うて安心しておりますが。まだ一部の所でだんだん今度、また書類がパソコンの横に本立てのように増えてきている所もちょっと見受けられますので、その付近は帰るときにはもうファイルにして中へはめて帰っていただく、あるいは机の中に入れて帰っていただくというのが、やっぱり各課長含めて統一的に対応していただいたらと思うんですが。

その付近はどんなでしょうかね。

#### 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

まず、ファイリングシステムにつきまして、規定等がない中でどのようにしていくかというご質問があった と思いますが。2年ぐらい前にファイリングシステムの研修会を実施しまして、現実的にどのように動かして いくかという研修をやっております。議員がご指摘されますとおり、規則、規定等の定めはまだ間に合ってお りませんが、研修等で周知をして、統一的な運用を図れるように取り組んでおるところです。 次のメールに関しましては、当然メールが届きましたら、メールも含めて電子決裁の中で処理をするように 努めております。

それと机上の整理につきましては、議員がご指摘されますとおり、若干甘くなっている部分もあるのかなというふうに感じる部分もありますが。新庁舎建設時に目指したエコでクリーンな執務環境を実現するという目標に向かって、時々機会を借りまして机上を整理するように、各課にはお願いというか周知をしております。以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

藤本君。

# 3番(藤本岩義君)

今は指摘したことをすぐ今急ぐというわけにはいかんと思うんですが、そういう部分が不備だと思います。 きちっとしてないと、当然、住民は情報公開の条例で定めてますので、その付近が来たときに職員がばたば たしないように、やはりどこにその文書があって、どこの部屋の所まであるのか、何列目にあるかぐらいは、 せっかくその文書管理システムが入っておればそこに明記、分かるようにしておればどなたでも、担当じゃな くてもどこにあるかいうのが分かってきますので。公文書の閲覧が必要なときは時間をかけずにですね、職員 でできるということになってきます。これがですね、何かこう上っ面というかそこだけ走ってですね、システ ムでやりよういうてもそこのところは本当にできようかなと思います。

先ほどちょっと一番最初に話しましたが、今回処分された文書の中で、文書規定の37条に書いておるその有効保存期間の過ぎた文書の5冊のうち、町の町史というかその行政史といいますか。そういうことに関係する資料で重要なもの、記録にとどめておきたい、将来にわたって住民にこういう経過で出来上がったものだとかいうその資料を保存、処分する中にもあると思うんですよ。そこには規定の中には37条で定めてます。国は文書管理法の中で、新たに歴史的な文書についても文書図書館とかですね、公文書図書館とにはめていく。

黒潮の場合は公文書図書館ありませんので、37条で町立図書館に移管をする、引き継ぐいうことを書いてますが、引き継いだ文書はありますでしょうかね。

#### 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

庁舎の移転時につきましてはそこまでの余裕がなくて、当面、現有文書は浜松保育所にすべて保管をしたというのが状況です。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

藤本君。

# 3番(藤本岩義君)

そしたら、処分はされてないということですか。

## 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

基本的に保存年限が到来してない文書につきましては、処分はしてないというふうに認識をしております。 以上です。

# 議長 (山﨑正男君)

藤本君。

# 3番(藤本岩義君)

保存年限が過ぎてないのは当然保存せないかんことは分かった話で。

私が言いようのは、保存年限が、この37条に書いてるのは保存年限が過ぎてもその中で文書の主任が考える、 あるいは町長が判断するとかいう形で、保存せないかん分については町の公文書じゃなくてですね、まあ図書 館の方に移管するということをここへ書いちょうがわけですよね。そういう文書が処分したの中にひょっとし たらあったんじゃないかな思うて心配をするからお尋ねしようがです。そこの付近を見てからやっぱりきちん と処分をしていかんと。

後でばったりした、なかった、あのとき処分したとかいうことが起きないかな思うて心配しようがですが、 どうですか。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

## 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

庁舎の移転のときには、本当に急いで文書の処理をせないかん関係もありまして。組織的に取り組んだわけではありませんが、各担当もしくは各係、各課で協議をして、残さないかん文書は残しておるものと認識をしております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

間違いなくやっちゅうと。信じるしかもうあとなくなっていますのでありませんが。

それぐらい認識の中に、この文書規定の37条あたりも分かって、各文書主任、つまり課長は処分したのかな と。そこを心配するがです。誰が当時やったか。処分をしたか。だから、きちっとしたその文書の管理という のが大事ながですよね。

それから電子文書として、電子文書も文書であるいうことで、この規定の中にもあるがですけれど。 この電子的文書のその原本性。原本性の保証。それから長期保存の仕方。その付近はどのようになっておる んでしょうか。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

電子文書の原本性につきましては、文書管理システムに登録された、その添付された書類につきましては手を加えることができないものとなっておると認識しておりますので、原本性は保たれているものというふうに考えております。

以上でございます。

すいません、答弁漏れでした。

長期保存につきましても、電子の文書管理システムの中で保存されるようになっております。

以上でございます。

## 議長(山﨑正男君)

藤本君。

## 3番(藤本岩義君)

電子文書についてはご承知のとおり、ほかから確認することが機器を使わんと、視認性という面では全く人がそのままそれを見たち分かるわけでもないし。保存の方法としては、ブルーレイとかDVDとかいードディスクとか、あるいはサーバーの大きなやつ構えてするとかいうがが出てきますけど。これはある一定のギガしたら満杯にもなりますし。

それから、電子の一番、電子文書は紙ベースと比較して改ざんが容易ですよ。ある部分ね。そこに進入していたとしたら。あるいは関係者がそこに来れば改ざんしても、改ざんの根拠が分かりにくいいう分があるがですよね。痕跡が残りにくいという。で、記憶媒体も何でも知ってる、最近のやつやったら大丈夫でしょうけど。満杯になってきたときに別に移していったときに記憶媒体の劣化、紙ベースよりかひどい場合があると思うんです。その付近の、そういう特徴が電子文書にはあると思うんですけど。その付近の対策というのはどのように考えられておるかということと。

それから、先ほど言ったその原本性の保証の分はどういう形でガイドラインを示してですね、例えば、今国がやりようかな、国とかいろんなとこが電子文書がやりようが、それに準じたやり方で原本書がされておるのかな。例えば電子認証の付近を含めて、その人が一番最初に作ったところが確認できるという方法はあるがですか。

ただ文書化のシステムいうのは、そこでほかが改ざんできんいうても、そこに残っちょう文書が正当である というところの確認をどういう形でされておるんですか。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長(宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

まず、文書の保存方法につきましては、当然庁舎一括したサーバーの中で保存をしております。

それと、改ざんの心配のお話もされたと思いますが、いわゆる保存される文書は基本的にはワード、エクセル等の方式ではなく、特別な方式を取っておりますので、改ざんについてもある程度、一定クリアできておるのではないかというふうに考えております。

最後に、その原本性につきましてガイドラインに準拠しておるかというところですが。現在のところ、そこにつきましてはまだ確認されておりませんし、先ほども答弁させていただきましたとおり、今後、委員会を通じていろんな課題であったりをクリアしていこうという考え方ですので、そのへんも一緒にクリアさせていただきたいと思います。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

まだね、やり始めたばっかりですので、その付近できてないかも分からんですけど、一番重要なことながですよね。

紙ベースであれば、決裁にて町長が最後に判を押した部分であれば朱肉が付いてますので。あるいは、サイ

ンして書いたいうのがすぐにでも分かるんですけど、電子ベースの場合はそんなこと分からんがですよね。これが原本なのかどうかいうのは多分分からんと思います。よほどその電子サインとか、そういうときにはきちっと。多分されておるとは思うんですけど。システムの中でやられておるとは思うんですけど、その付近をきちっと確認して、やっぱり電子文書として保存していくいうことが大事じゃないかなと。その可視性もないわけですから。機械がないと分かりませんので。それはやっぱり今後検討される上でね、やっぱりしておくことが必要じゃないかなと思います。

各課長も、文書決裁してそれを保存する役割がありますので、その付近はどういう形でやっていくかいうのはそういうそのガイドラインなり、あるいはその規則なり規定なり、いうところを頼りにやっぱりやっていかんとできませんので。そこのところを早くやっぱり整備していくというのがあると思います。

次に、これに関連して2番へ移ります。

条例化する考えはないかということで。現在、文書のその規定じゃなくてですね、条例化の動きがあるがですよね。

何でかいいますと、時代がずっと流れてきて情報公開条例とかですね、そういうところで文書を扱うにもかかわらず、各町村が結構規則でやっている所、まあ規則でやったらまだましながですけど。訓令である規定でやりようがですよね。これ結構多いと思うんですけど。全国に先駆けて何市町村か条例化してますけど。当然、東京都らも条例化してますし、そういう形でなされておるんですが。

黒潮町では、情報公開条例が制定されて、住民の知る権利が保証されています。一方で、今も言ったように 文書管理は行政内部のルールである、訓令によって定められた文書取扱規定です。しかも、実情に合ってませ ん。先ほど言いましたように全然合うてないろうと。判を押すの決裁とか、そんなもんと全然違うてます。現 在やりようのは。

この際、文書管理条例として内部規定から格上げをして実施する考えはないか。当然、その条例であれば住民にもきちっとこうした文でありますし、議会の方にも議決がいきますので、こういう形で住民に対して財産を守っていきますよということになってくると思います。この条例化することによって初めて、公文書管理の重要性を内外に、職員にも一般住民にも知らせることができると思います。また、情報公開条例、個人情報保護条例ですかね。それらとも整合性が取れると思うがですよ。片側ほんで大事な情報公開やそういう個人情報の保護らについても、片側条例、片側規定になってますので。これは今検討されていおるのであれば、条例化をすべきだろうと私は思います。全国でも条例化の動きがどんどん出てきてですね、各市町村、条例化の取り組みをされております。そこの町村のところの条例規定らを見ても、結構整理されておるんですけども、それプラス条例化ということに見えています。

高知県も、昨年の10月31日の知事の記者会見で、条例化に向けてしっかりと規則を明確に定めておくことで職員側も迷わないで仕事をすることができる。また、さらには迷うことなく公明正大に文書を管理して公開することによって、県政の透明性も確保できるようになる。非常に意義深いことではないかと思ってます、いう記者会見がされておりまして。

先月 15 日にも、高知県公文書管理の在り方に関する検討委員会も開かれておるようです。今年度、30 年度に条例化を目指しておるというふうに書いておりましたが。黒潮町も文書の作成、保管、破棄。事務作業ではなく、条例化によってやっぱりやっていくべきではないかなと。そうすると、文書に対する職員の意識改革にもつながると思います。各課長は文書主任だけども、今言いよった規則が間違うちょってもそのままで、現在お互いさまに放置されてきておりますので、やっぱり条例にしていただいて。公文書管理法もできておりますので、そういうもんと整合性を作ってですね。

それから、先ほど言った黒潮町の歴史的な、残していかないかん行政文書もあると思うんです。そういう文 書の扱いも定めていったらいいかと思いますが、いかがですか。

#### 議長(山﨑正男君)

総務課長。

#### 総務課長 (宮川茂俊君)

藤本議員の一般質問の1、黒潮町の文書管理についてのご質問の2番目のご質問、公文書等の文書管理の条例化につきまして、通告書に基づきお答えします。

国が定めております公文書管理法の第1条には、公文書の管理の目的として、行政が適切かつ効率的に運用されるようにするとともに、国および独立行政法人等の有するその諸活動を現在および将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするとされており、地方公共団体におきましても、この法律の第34条の規定により、文書管理の徹底の努力義務化がされております。従いまして、議員がご質問されますとおり、条例制定を目標として進めることが十分な理由と目的があると考えますが、黒潮町では合併以後、文書管理の徹底に取り組んできており、先の質問で答弁させていただきましたとおり、現在では簿冊管理からファイリングシステムへの転換、電子文書化の促進等電子決裁の導入など、文書管理の適切な運用を実現できるよう、積極的に推進していっているものと考えております。

しかしながら課題や問題点はまだまだ多く、分類基準の大幅な見直し、現有文書、非現有文書、歴史的公文書の取り扱い、また会期に伴う最低保存期間の考え方の是正など、これから数年かけて積み上げるべき課題が 山積みとなっている状況で、迅速な条例化は今存在する問題をさらに解決困難なものへと悪巡させる要因になるのではないかと懸念をしております。

このため条例の制定につきましては、これらのロードバックを着実に実現した先に本来目指すべき条例化を 行うことが最善であると考えておりますが、近隣市町村の状況なども踏まえ、また議員のご意見も参考にさせ ていただき、今後検討をしてきたいと考えております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

藤本君。

# 3番(藤本岩義君)

検討するいうことですけども。

先ほど1問で言うたように、非常に規定そのものが整理されてない状況なんですよね。当然、条例だけでは 事は前に進みませんので、細かいことについては施行規則や規定等で町長の訓令でね、やっぱりやったらええ と思うんですけど、基礎となるところが条例ながですよ。そこはやっぱり準則もありますし。準則的なところ も確か、これぐらい厚いやつですけど。平成23年の6月17日に公文書管理条例の制定に向けて、より良い公 文書の管理を目指してという冊子が、報告書というのが出てるんですよ。この中にも一応、その条例にはどう いうように定めたらいいのか。あるいは各町村の独特のものもありますので、それをどう踏まえていくか。基 本的な考え方とかいうのは、これに結構書いておるんですね。

先ほど言いよった保存期間のものについても、永年保存というんですか、そういうのについては今は条例の案とかではできるだけもう年数を決めてます。黒潮の場合は10年ですかね。10年と永年があったと思うんですが。それでちょっと短いですので、まあ東北らの事業らについてもですね、10年以上でやっておるとこもありますので、そんなのはそういうのに合わないということで、大体30年というのが国や文書のこの分で示されるところです。永年っていうのを載せておるんですけども、ただ30年というた時点で破棄するかどうするかを決

めるときに延長することができるという中身にしてですね、永年をのけていく。ほんで永年にする場合にはですね、先ほど、何条でしたか忘れましたけど、そこのところの町の図書館に移管するということを決めるいうことながですよね。

で、特に永年の場合は、歴史的にも絶対大事と思われるものはそこにも書いておるんですけども、工事整理 とかですね、道路用地の買収とかですね、土地にかかわるものについてはやっぱり相当長らく保存せないかん がじゃないかとか。それから公共施設の庁舎等の管理、施設建物の管理とかですね、町長とか議員、職員の履 歴関係とかいうがについては、これは長期の保存が必要ということが特に言われてまして。

それ以外のもんでも、黒潮町として残す記録。例えば、私ら残したええと思いますが、津波サミットの一番最初にやった記録とかですね、そういうものはずっと残していったらええかなと思うんですけれども。その付近は、細かいところについては規則や規定でやったらええと思うんですけれども、基本的な考え方を示す条例というのは、それができて初めて全体的な文書の重みというのが出てくると思うんです。だから、県も進めておりますので。今、黒潮町も委員会つくっておられるようですので、早期にそこら付近も資料も取り寄せて、やはり条例化を目指してやっていく。どうしても間に合わん場合には、規定のままで置いて条例でまた整理していくということもあると思うんですけど。この際、やっぱり条例化を事前に基本的なことを条例で定めていただいて、不足すれば、後で条例改正をしていったらええわけで。やっぱり町民にもやっぱり示していくというのが大事じゃと思うんですよ。

再度、その付近はやる気はないですかね。県に合わせて町も検討していくと。

ほんで、県は30年度に作るということですけども、いからったら31年度には作っていくというような方向性をやっぱり示しておくべきだと。

#### 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

議員がご指摘されるところは、ごもっともであるというふうに考えております。

また、先ほど議員が紹介されました公文書管理条例の制定に向けての文章の中で、2 ページあたりに条例により文書管理を考えるべきであるということで、5 点ほど条例化に向けての考え方がまとめられておったというふうに考えております。

しかしながら、今現在のところ町としましては文書管理自身が条例を作ることが目的ではなくて、法の趣旨を生かした文書管理することが目的であれば、すぐに条例化は難しくても規定で対応できるものから行うべきであり、その方が利点が多いというふうに考えております。実際に職員のスキルアップであったり、文書の管理の方法であったり、ある程度一定基礎的な部分ができてから条例化に取り掛かっていきたいというのが、現時点での基本的な考え方でございます。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

今のところないということですが。

これはやっぱりね、大事なことです。常にごんごんごんごんごん国内では動いてますし。やはり黒潮町も遅れることなくですね、せっかくこの新庁舎もできましたのでファイリングシステムもできてます。この際、きちっ

とやっぱり整理をするべきであると。このまま多分我々から目の届かん、住民から目の届かん所で規定を作っても、いつの間にかまた今のような状態の規定のままですね残っていく。悪い言葉で言やあ、堕落性が出てくるかも分かりませんので。条例であれば、一応議会の方としても監視していく必要がありますので、何言うんですかね、見ていく必要もありますのである程度いいものになってくるかも分かりませんが。最初から完全なものはできんかも分からんですけれども、やはり他町村に、他市町村の先進の所も、先ほど言いよった所らでもありますので。そこの条例案などを見ればですね、まあうちとも合わん所も結構あるとは思うんです。黒潮町と合わない所も。けんど、その中を参考に創造できるところがありますので、そういうのを参考にしながら、やっぱり条例化を積極的に、30年なら30年中にそれを検討して、31年度の制定へ向けて努力していくとかですね、そういうことをしないと目標がなかったらですね、何でもそうでしょう。今やりよう総合戦略についてもこう目標があってですね、いつごろに作っていくかというところを明確にしていかないかんです。特に今、全国なんかでも文書の管理については注目を受けちょうところですので。それはやっぱりすべきじゃないかと思うんですが。

町長、どうですか。やっぱり文書というのは大事なことだと思いますし、町長がこの任期の間に残していた 歴史も、やっぱり大事にしていかないかんと思います。そういうのはやっぱり元になるものがないと思うがで す。きちっとしたものがないのに、いくら行政執行していても問題が起こる可能性としては出てきます。そん なところらも私は心配ながですよ。だから役は掛かるかも分からんですけど、この際、県もやってますので、 そこら付近の様子も聞きながら。県は公文書図書館というのを近く造るらしいですけどね、それに合わせてと いうことのようですが。黒潮の場合にはそんなこともできませんので、図書館という形でやってますが。まあ 浸水の問題もありますので、そういう場合にはどっか一つの場所に大事な文書は保存しておって、図書館の方 に台帳を置いておって、そこで要請があれば見せるとかいう方法もあると思うんです。

そういうところをね、一定の区切りをつけてやってほしいがですが、どうでしょう。

#### 議長(山﨑正男君)

町長。

#### 町長 (大西勝也君)

それでは藤本議員の再質問に答弁させていただきます。

種々ご指摘いただきましたが、現行と、それから法的根拠の乖離(かいり)等々もおっしゃられるとおりでして、そこは素直に反省すべきところです。

で、条例化に向けての言わんとするとこは、条例化に向けてですけれども。総務課長から答弁させていただきましたように、委員会の議論を踏まえて、それで運用とのバランスを考えながらと、どうしてもそのことになろうかと思います。ただし、昨今やっぱり強く住民の皆さんから求められているその透明性ですね。その観点からすると、やっぱり条例化は必要なんだろうなというのは職員も分かっていることでして。

ただし、少し議論に時間を要するところもあって、直ちにということになかなかならないと思いますけれども。委員会の方に少し自分の方も参加させていただいて、大枠の議論を少しさせていただければと思います。

# 議長 (山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

作らないじゃなくて、作っていくということで。

自分ら勉強とか研修もできてないと思いますので、それは今直ちに作れということじゃないですが。まあ早いうちに、何でも置くとかやなくてですね、2年なら2年計画ぐらいでやっぱりやっていくということをその

委員会にも提起をしていただいて。町長も参加するということですので、参加したときにその重要性も含めやっぱり言っていただいて。課題的には、やっぱり公文書の管理の位置付け等の明確化が必要ですし、先ほど言った永年保存の部分がやめるとしたらどうするのか。そういうことととかですね、電子文書の管理。これは条例の中で別に委ねるとかいう方法もあるかも分からんですけど、そういうことで作っていただいたらと思うがです。

で、先ほど紹介した熊本県の宇士市ですかね、全国で一番最初に文書管理条例ができた所なんですけども。 そこでは毎月21日を文書管理の日と定めてですね、そういう対応をされておるというように聞いてます。やは り条例等できちっともうそうして定めておればやらないけませんので、そういうことも必要ではないかなと思 います。

条例化に向けてやっていただけるという答弁だったと思いますので、それでよろしいですか。

#### 議長 (山﨑正男君)

町長。

# 町長 (大西勝也君)

先ほどの答弁と重複致しますけども、少し熟慮を上げていく必要があると思います。そのお時間を少しいた だきたいと思います。

その結果、その条例化という選択支になるのか、あるいは内部規定で運用を掛けていくのかということは、 また機会をもって報告をさせていただければと思いますけども。

# 議長 (山﨑正男君)

藤本君。

#### 3番(藤本岩義君)

まあ勉強していただくということですので、これで質問を終わりますが。

各課長にお願いしたいのは、現在の規定そのものでも矛盾するとこありますが、ぜひですね、もう一読していただいて、どのようになっておるか。各課長は文書主任ですので、自分所がどうなっちょうかは、やっぱりきちっとしていただきたいと思います。

最後にですね、教育員会の部分のとこがちょっとありませんでしたので、教育委員会はその文書管理をどういう基準や、どんなものに基づいてやっておられるのかお伺いしたいのですが。

## 議長(山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

特別に教育委員会だけの文書取扱規定を定めている状況にはございません。

黒潮町の文書取扱規定に基づいて取り扱いをさせてもらっております。

#### 議長(山﨑正男君)

藤本君。

# 3番(藤本岩義君)

はい、ありがとうございました。 これで終わります。

# 議長 (山﨑正男君)

この際、11時まで休憩致します。

休 憩 10 時 45 分

再 開 11時 00分

## 議長(山﨑正男君)

休憩前に引き続き、会議を始めます。

次の質問者、中島一郎君。

#### 8番(中島一郎君)

今回、議会においても4問について質問を致しますので、執行部の皆さんの明快な答弁をひとつお願いを致します。

1つとして、地域とともに生きる教育について。

今年の3月議会定例会においては、4月に町長選挙を控えているために今年度の施政方針についての概要説明はなかったところですが、今議会の開会に当たり、大西町制の3期目のスタートとして施政方針の概要説明がありました。

津波避難タワー整備や佐賀保育所移転、庁舎建設事業などの大型事業も終了致しましたが、予算編成に当たっては、各自産業従事者の向上、一次産業の新規分野開拓、移住者支援、子育て支援、地域での健康づくりや、そして最後に、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実の7点を重点項目に挙げて、一般財政の乏しい中でも総額では101億2,893万円の積極的な一般会計予算が組まれております。

また、今回新たに黒潮総合戦略が策定されました。この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本として、福祉、教育、防災分野を加えて、本町の政策全般の戦略となっております 2060 年には 6,800 人の人口を維持する目標に向かい、住民と行政が一体となって取り組むことで、遠い年月でありますが目標数指達成に向けて大きく期待と希望を持ったところであります。

このことがあってか、町長は今年に入ってからよく会合の場のあいさつで、町内の一次産業を身近に感じて、そして素晴らしさをもっと子どもたちに知ってもらうために学校教育と地域住民とのつながりを大切にしていく、地域教育活動を図っていきたいというお話をされていました。このことは先ほども申し上げたとおり、平成30年度の当初予算編成概要の中の一つでもあります、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実、そして黒潮教育振興基本計画の基本理念では、豊かな心で命育み、つなげふるさと、自立、創造、継承、貢献。貢献部門の中には、ふるさとに誇り、愛着を持ち、いついかなるとき、いかなる場所にいても、周りの人々、地域、社会に支えられていることを意識し、ふるさと、ひいては社会の形成に参画し、貢献していくことのできる生涯学習社会と記述もされています。これは共に相通じる文書表現ともなっています。

この方向性として、行政と教育員会ならびに地域を連携して、子どもたちに地域で学ぶ場の提供をし、地域の良さ、素晴らしさを知ってもらい、愛着のある心と、できればふるさとを担っていける次世代の人材育成、 人づくりを目指すものと理解をするところであります。

このあたりの具体的な取り組みや目指すところは何か、そのことについて質問を致します。

#### 議長(山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

それでは中島議員の地域とともに生きる教育について、地域教育活動で何を目指すのかというご質問にお答えを致します。

このたび完成を見ました黒潮町総合戦略のうち、教育に係る計画は第3部、教育基本計画として取りまとめをしたところでございます。

総合戦略は人口減少対策に焦点を当て、地方創生を目指すものでありますことから、計画を策定するに当た

りましては、その点を中心に教育関係者と度重なる協議を重ねてまいりました。そこから導き出されました結論は、子どもたちはふるさとをしっかり学び、その意識を持って将来の自分が目指す仕事に就くキャリア教育の視点、そのために子どもたちが社会とのかかわりの中で仕事をし、自立し、主体的に人生を切り開いていくために必要となる資質、能力の育成の視点を持ったキャリア教育の視点、そのどちらが欠けても真の地方創生は目指せないいうことでありました。つまり、ふるさと黒潮町が持っている地域資源を活用して、ここに住む子どもたちの成長に貢献をしたとき、子どもたちはふるさと黒潮町に恩返しをする。ふるさと黒潮町の人に接し、課題を理解したとき、子どもたちはふるさと黒潮町に対する当事者意識を持ち、将来黒潮町を出ていったとしても、ふるさとへの貢献意識を持って自分の人生を切り開いていける人間になるであろうということであります。

そのため、本計画の柱をふるさとキャリア教育として、子どもの成長に地域総がかりで積極的にかかわり、 ふるさと貢献意識を育てることを戦略として取り組むことと致しました。

具体的には、これまでも取り組まれてきた内容ではありますが、地域の環境を生かした自然体験、校外園外活動、地域産業。例えば、手すき和紙、天日塩、黒砂糖、カツオのたたき、稲作や商店の活動などの体験。それから、太刀踊りや鼓踊りなどの地域の祭りの伝承活動。それらを地域と保育所、学校、保護者が一体となって取り組むことを推進したいと思います。

また、黒潮町各課室の行政課題や、ふるさとキャリア教育に必要な内容を教材化をし、学校や地域の要請に応じて授業や学習会に対応をしたいと思います。

そのため、現在、各課室の協力を得て学習内容の検討、教材化を行っているところでありまして、これらが整えば、議員ご指摘の黒潮町の第一次産業についても、これまで以上に学校教育と連携して子どもたちの学びの充実が図られるものと考えます。

# 議長(山﨑正男君)

中島君。

# 8番(中島一郎君)

教育長から心強い、ほんとに教育の中でふるさとを知る、いろいろな部分のお話がありましたんですが。 ちょっと私も質問で遠慮した部分がありましたが、これからちょっと中に入って。私の場合、教育からもう 一つ、ふるさとで、ふるさとの良さ、ふるさとの産業を学び、その後にいかに黒潮へ、年月が過ぎても大人に なったときに残っていただけるか。そこまでちょっと自分は望んでおりますので、その点についてちょっと質 問をさせていただきます。

これは私の勝手な要望といいますか、思いでありますが。地域の素晴らしさを学校教育で学び、知るということは大切なことでありますが、最終的には、時代を経て今の子どもたちが成人になり、働く年代になったときに、一人でも多くの子どもたちがふるさと黒潮に残っていただき、目的や主体性を持って地域の担い手に育ってほしいという願望を持っています。

このことへの活動を気長く継続していくことが問われるところでありますが、このあたりの取り組みというか思いはどのように持たれているか、その点をお聞き致します。

## 議長 (山﨑正男君)

町長。

# 町長 (大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

少しだけ補足させていただきますと、通告書には一次産業の素晴らしさをということになっておりますが、

決して一次産業に限られたことではなくてですね、各地産業、例えば二次産業にしても建設業から縫製業に至るまで、当町にとりましては大変誇りある産業です。これは三次産業にも言えることでして。つまり、町内でどういった、どのような活動をされているのか、こういった方をしっかりとまずは知っていただくということがファーストステップかなと思っています。ただし、これ今までやってきていなかったわけではなくて、これまでよりも少しはレベルアップした、もう一歩踏み込んだ施策の展開をというのが基本です。

それからもう一点、しっかり補足しとかんといかんと思うんですけど。町教育行政の組織の運営に関する法律の大改正がございまして、教育政策大綱というのが組めるようになりました。そちらはもう、皆さんにご公表させていただいたところですが。その中に、つなげふるさと、それからこれまで3つのテーマで自立、創造、貢献という中に4つ目、継承ということを加えた政策大綱を策定したところです。2年間かけて慎重に議論をしてきたんですけれども、必ずしもふるさとに縛り付けるためのふるさとキャリア教育を施すということではなくて、やっぱり自分たちのころから考えますとさまざまな社会情勢の変化であったりとか、さまざまなインフラ環境の変化に伴って、外部情報はふんだんに入ってくるようにはなりましたが、それに比して内部情報、つまり町内の情報を、うちの町で育つ子どもたちはしっかりと学ぶ力を取れているのかどうなのか。あるいは、その考察はどこまで深まっているのだろうか。そういったことを勘案して、今回のふるさとキャリア教育いうことには政策的に到達したというのが補足です。

その上で、その上でですね、そのふるさとキャリア教育を進めていくことで、たくさんの情報が一つのテーブルの上に乗って、これまでは与える情報だけを頼りに都市部へどんどんどんどんとん出ていっていた子どもたち、そういった子どもたちが地域の良さを知ることで、本心からやっぱり黒潮町でこれからも住み続けたい、あるいは働きたいというような考えをお持ちになるお子さんは多数おられると思うんです。ただし、それは今まで気付けてなかったっていうところもあるんではないか。それがふるさとキャリア教育の、これから教育委員会で進めていただきます、ふるさとキャリア教育の最大の使命となると思ています。

その上で、先ほど教育長からも説明ございましたが、地域の方が総動員で、総力戦で子どもたちを育て上げましょうということなんですけれども。これは何かこう、新しい考え方が今ぽっと生まれたわけではなくて、これまでの先輩方も、恐らくそういうことで地域の子どもたちを育ててきたと思います。そういった機能がだんだんだんだんこう弱体化してきたんじゃないかと。それをもう一回、黒潮町は強化しましょうということでございまして、これまでの在り方ががらりと変わるとかですね、そういうことではございません。

その上でなお、議員からもご指摘いただきましたように、その上でなお、子どもたちが本当にこの黒潮町を お選びいただいて、将来、人生設計をこの黒潮町で描いて、住み続けていただけるということになれば、それ は自分たちにとっても本当に望むべきところでございますし、これ以上の成果はないと思っています。

そういったことから、この場をお借りしてお願いしなければならないのは、これは学校教育現場でありますとか、行政だけが携わればいいという性格のものではございません。従いまして、大きく町を巻き込んで、町ぐるみで子どもたちを育てようと、こういうことでございます。

# 議長 (山﨑正男君)

中島君。

#### 8番(中島一郎君)

ちょっと私の方が産業分野にこう突出いうような形で質問しまして大変あれでしたが、広い範囲での答弁をいただきました。

ふるさとキャリア教育をする中で、それから本心から黒潮に残っていただきたい。住んでもらいたい。そういう意識が、今町長も持たれているようですので。私はそのことがうんとこう自分が重要視するところなんで

す。このように目的意識を持った活動であれば、産業面から見た場合に、行政としてはやはり魅力のある町づくりというものに私たち大人が将来に期待が持てる産業分野に少しでも近づけるために条件や環境整備を図ることへの努力を怠っていては希望は持てないと思うんです。まあ平行した行動を起こすことで、黒潮の一次産業の素晴らしさを発見することができることとなり、今のままでは教育の学びの中で、ただふるさとの良さや素晴らしさを知るということで単に終わりになってしまうという危険性もあるのではないかと思うところです。もう一歩踏み込んで、これからの将来に期待が持てる、しっかりとした条件整備をしていくべきではないかと思うところでありますが。

このあたりの考え方、先ほどもちょっと答弁にありましたけど、もう一度再質問をさせていただきます。

#### 議長 (山﨑正男君)

町長。

#### 町長 (大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

質問のご趣旨は、このふるさとキャリア教育を通じて産業の担い手にどうつなげていくのか。こういったことだろうと思いますが。必ずしも、こうぱしっと明文化をしているわけでございませんけれども、私たちも同様の考えを持っているところです。

これまでのことを考えますと、地方のやっぱり利点といいますか、それは人間関係の密度のことだと思ってます。昔が良くて今が駄目だと言うつもりは全くございませんけれども、昔はよくやっぱり人間関係の中で、例えばお仕事に就かれたり、そういったことも多々あったはずです。自分の周りにも相当数そういう方がおられまして、しっかりと今生計を立てられている、こういうことになっています。ただし、そういう情報が全く子どもたちに入らないまんまに、先ほどの繰り返しになりますけど、外部情報だけで人生を決定するような判断のタイミングが来ることが、果たして子どもたちのためになるのかどうなのか。そう考えたときに、やはりしっかりとふるさとをお学びいただく必要があると思っています。

何よりも大前提は、単純に担い手不足なのでその担い手になってくださいということではなくて、自分たちがやっぱり客観的に見ても、今町内で各自展開されています事業、産業というのは本当に誇るべきものでありまして、何ら自分たちはその担い手不足だから何とか担い手をつくろうとか、そういう考えを持ってるわけではございません。

従いまして、今、本当に地元でお暮らしの先輩方が就いておられる産業、それで幸せを感じながらしっかりとお暮らしいただいている先輩方がおられるということを、まず子どもたちに知っていただきたいと。その上で、1回目の答弁と重複致しますけれども、その上で担い手となっていただければ、これは本当に幸いなことでございまして。自分たちの目指すべき方向性はそうなのかなと思っています。

それから、ちょっと言い訳みたいなりますけど、補足をちょっと、丁寧に補足をしていかなければならないと思いますけれども。例えばですね、ここを出られて、より高度な学習環境でさらなる学びの場を求めたいということになった際は、残念ながら黒潮町内にそういった公共教育機関があるわけではございません。従いましてそういった際には、例えば都市部の大学へ行って専門的な勉強を重ねてみたいという子どもたちがいるとしたら、それは自分たちは本当に拍手を持って、精いっぱい応援しながら送り出さなければならないと思っています。

ただし、教育長からの答弁にもありましたし、自分も全員協議会でも申し上げましたが、ふるさとに愛着を持てる子どもたちというのはきっと、長い人生を過ごしていく中でも、恐らくそうではない子どもたちに比べて幸せな人生をお過ごしいただけると確信を致しております。それだけ素晴らしい町やということですので、

その町の素晴らしさをあらためて知っていただきましょうというキックオフをしたいと思います。

#### 議長(山﨑正男君)

中島君。

# 8番(中島一郎君)

全般的に理解ができました。

私の方は若干とらえ方がせぼむ、狭いかも分かりませんが。今、町長の答弁があったことを実行されて、ゆくゆくは行政としての、その教育の中でそのことをやるがじゃなしに、行政としてその条件整備をしてこそ、その魅力というものはわいてくると思いますので、そのあたりのことをひとつお願い致しまして、この質問については終わります。

2番の、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問を致します。

先にお断りしときます。6月議会の一般質問の通告書の提出期限が6月1日までになっておりまして、その後、6月4日の議員全員協議会においてこの総合戦略の総まとめをして、新たに黒潮の総合戦略、平成30年から平成34年度の5年間が作成されました。こまめな戦略になっておりますが。このことによって今回の質問内容が少し現状と合わないこともあるかもしれませんが、その点、執行部の皆さんにはひとつよろしくお願いを致します。

黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として策定されています。3年が経過したところでもあります。この総合戦略については、その都度、社会情勢の変化に伴い見直しもされてきました。私にとっても今回で3回目の質問となりました。いつも行政からの答弁は総務省から出向されました北岸参事からありまして、総合戦略における政策の企画、立案、目標数値達成などについて、質問を繰り返しながら議論展開をしたところであります。その議会ごとに明快な答弁をいただくとともに、黒潮のあるべき姿を想像し、危機感を持ちながらも目標数値達成に期待を持ったところです。

このたび、北岸参事は2年間の滞在予定期間を迎え、6月末日をもって総務省へ復帰することになっているようです。このこともありまして、私と致しましては大変思い入れもありますこの総合戦略について質問を致します。

総合戦略の基本目標は、先ほども申し上げたとおり、2060年までの町内人口を6,800人の維持を目標としております。各項目別に施策と目標数値がされて、今年度においても再度見直しがされました。

この総合戦略の基本的な考え方として、5項目が記載をされています。1つに、地方創生をめぐる現状認識。2つに、人口減少と地域経済の縮小の克服。3つに、まち・ひと・しごととの創生と好循環の確立。4つに、黒潮の将来を担う人づくり。5つに、最大津波高日本一厳しい町の地域力となっているところでありますが。

この5項目の重要性にかんがみ、これからの見通しと具体的な取り組みについて質問を致します。

#### 議長(山﨑正男君)

町参事。

# 町参事(北岸英敏君)

それでは中島議員の、黒潮町の新たな総合戦略に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど教育長の答弁でもございましたけども、教育基本計画も新たな総合戦略の一部ということですけれども、ここであらためて、せっかくですので黒潮町の新しい総合戦略について概要をご説明させていただいた上で、ご質問内容の5つの項目についてご説明をさせていただきいと思います。

今回、その新たに策定しました黒潮町総合戦略というのは、従前のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定版に当たります創生基本計画をですね、新たに産業と移住施策を中心に特化、再構成しまして、それとは別に、

福祉の基本計画、それから教育の基本計画、防災に関する基本計画の3つの計画を別途策定致しまして、計4つの基本計画からなる新たな総合戦略として取りまとめております。

その中で、今、議員の方からご指摘いただきましたように、5 つの項目につきましては産業振興、移住に関する創生基本計画の中の基本的な考え方として記載をしている内容になります。こちらのカッコ1からカッコ5 までございまして、カッコ2からカッコ5 につきましては従前のまち・ひと・しごと創生総合戦略の方、記載していた内容を改定する形で記載しています。それとは別にカッコ1につきましては、新しい記載項目として設けることと致しました。

以下、個別にご説明をさせていただきます。少し長くなりますけども、少々お時間頂戴できればと思います。 第一に掲げております地方創生をめぐる現状認識としまして、こちらの概要については先ほども申したとおり、従前のまち・ひと・しごと創生総合戦略には盛り込んでいませんでした。ただですね、内容につきましてご説明させていただきますと、その人口の将来の推計、戦略の目標としております 2060 年、6,800 人というところですけれども。この人口につきましては 2010 年の国勢調査の結果を基に算出した推計値を、そこからさらに政策効果を積み上げた数値として 6,800 人というふうになるわけですけども。その後、時間の経過とともに2015 年の国勢調査が行われまして、先日その結果が公表されております。その結果の内容につきましては、純粋にその何ら政策を講じなかった場合には、2060 年には 3,000 人を下回る数字まで減少するのではないかというような見込み値になっておりまして、この 2015 年の実績値、非常に厳しい実績が出ているということをまた受け止めつつ、この地方創生の取り組みを展開しなければならないということで考えておるところです。

この内容につきましては、具体的な取り組みに何か展開される記述かといいますとそうではなく、基本目標を1から4まで掲げておるところですけども、全体を通じてそういった厳しい現実をしっかり直視しながら政策を積み重ねていかなければならないという、その全般にかかわる部分として注意書きとして記載するような内容になります。

それから、2つ目以降ですけども。カッコ2以降につきましては先ほど申したとおり、従前のまち・ひと・ しごと創生総合戦略の記述に関する内容と重複する部分がございます。

カッコ2につきましては、人口減少と地域経済縮小の克服としておるところです。こちら、従前のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少の克服としか記述が書かれていませんでした。しかしですね、単なる人口減少に着目すればそれでいいというものではなく、人口減少等には地域の産業の振興部分が密接に関連するであろうということで、ここでは人口減少と地域経済の縮小克服というのをそれぞれが密接に関連するものであるという趣旨から、ここにそういう規定を盛り込んでおります。

戦略の目標としましては 2060 年に 6,800 人という数字を掲げているところですけども。2060 年の時点で単にその数字が達成できていれば、その先、あるいはその前はどうでもいいというわけではありません。2060 年より先に続く持続性ある黒潮町を目指していく上では、地域の産業や経済を活性化するということは必要不可欠だと考えているところです。

従いまして、将来の人口減少に伴って地域経済の縮小を受け入れるのではなく、地域のさまざまな産業、先ほど町長からも発言ございましたけれども、一次産業、二次産業、三次産業をはじめとするさまざまな産業について、新たな担い手を確保しながら地域経済を活性していくことが非常に重要であるということをここで記述しております。

具体的な取り組みにつきましは、基本目標1の産業振興に関する記述、その中に記載しております各産業分野の所得向上策や担い手づくりの施策などが該当すると考えているところです。

3 つ目の項目ですけども、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立として記述をしております。こちらに

つきましては、先ほど2点目として挙げました人口減少と地域経済縮小の克服に関連した内容となりますけれ ども。2点目に挙げたように、地域産業、経済を活性化することで担い手をつくるという、この人としごとの 好循環に加えまして、その好循環が長期にわたることで新たな町を形成していく、そういった考え方をここで 記載しております。ここでは、その新たな世代となる人たちが、あるいは新たな仕事を作っていく人たちが、 こういった人たちが活発に活動していただけることで、また新たな人たちを呼び込んでいただける。もしくは 新たな家族を築いて、そこで新たな子どもが育っていく。そういった意味で、基本目標の2や3に関連する内 容になると考えているところです。

4 つ目ですけれども、黒潮町の将来を担う人づくりとして記述しているところです。ここでは、人口減少が 進展する本町の課題を行政がすべてを解決していくというやり方ではなく、民間企業や NPO、あるいは地域の 方々と課題を共有しながら連携、協働していくことで、そういった課題を解決していきたいという町の気持ち を表しているという記述になっております。

具体的な内容取り組みの内容としましては、あったかふれあいセンターであったり、集落活動センターの記述を盛り込んでいる基本目標4の内容が該当すると考えているところです。

最後に、最大津波高が日本一厳しいまちの地域力という記述になりますけれども、こちらについても基本目標を1から4を通じた共通の記述となっているところです。こちらも従前のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げていた考え方を踏襲するものですけれども、産業振興からひとづくり、まちづくりに至るまで、本町は南海トラフ巨大地震の津波リスクと切っては切れない関係にあると考えています。しかし、それらをマイナスにとらえるわけではなく、黒潮町の新たな付加価値として高める取り組みに昇華していきたいという、そういう記述をここに記載しています。

個別具体の施策を挙げますとですね、例えば、その防災から生まれた新たな産業である缶詰製作所や、観光振興に用いておりますいわゆる防災教育、防災ツーリズムといった部分。こういったあたりは、黒潮町の防災、南海トラフ地震のその34メートルの津波の想定を突き付けられた結果として、これまで取り組んできた内容を新たな強みとして展開するような内容となってくるのではないかと考えているところです。

以上、黒潮町の創生に関する基本的な考え方5項目についてお答えさせていただきます。

# 議長 (山﨑正男君)

中島君。

# 8番(中島一郎君)

重点項目の5項目について、今答弁をいただいたとこですが。本当にきめ細かなことになっておりまして、 これの目標達成ができるように私たちも期待をしたいと思っております。

この総合戦略の策定までにですね、黒潮の最上位に位置付けられていた第1次黒潮町総合振興計画、これは 平成25年から平成29年度ですけれども。これにおいても住民主体のまちづくりや重要な政策を組み入れ、地 域展望と戦略が策定されてきました。ひとが元気、自然が元気、地域が元気を目指していたが、今回の総合戦 略の改訂においては、両者の位置付けの継承がされて初めて数値目標の達成が可能となる戦略が盛り込まれる ものであり、また、急速な社会情勢の変化の中でお互いの関連性が重要視されますが。

このことへの対応は十分に議論をされた結果だと思いますが、その点についてお聞きを致します。

#### 議長 (山﨑正男君)

町参事。

## 町参事(北岸英敏君)

それでは、ただ今いただきました黒潮町総合戦略と第1次黒潮町総合振興計画の関連性について、どのよう

な整理があったかということでご説明させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、新しい黒潮町の総合戦略は、創生の基本計画、それから福祉、防災、教育の3つの基本計画を加えた新しい総合戦略となっております。今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略が計画期間の折り返し年度となる3年目を迎えましたことと併せまして、先ほど議員からご指摘がございましたけども、第1次黒町総合振興計画の計画期間が満了したことを踏まえまして、新たに策定することとしたとものです。

今回の新しい黒潮町総合戦略につきましては、黒潮町の課題にこれからしっかりと対処していくということで、行政として今後どういったことに取り組んでいくのか、そういった具体的な内容につきまして5カ年の取り組み内容を可能な限り記述して、それをもって職員の業務をしっかりとコントロールしていこうとする趣旨の戦略となっております。

他方、第1次黒潮町総合振興計画につきましては、策定当時の地方自治法第2条第4項に規定されておりました、市町村の基本構想に関する策定義務に基づいて策定されたものと理解しているところです。この地方自治法の規定の趣旨につきましては、市町村が真に住民の負託に答え、地域社会の経営の任務を適切に果たすためには、市町村そのものが将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要と考えられたことから、この規定は設けられたというふうに説明をされております。

しかし、その後の事情変化、社会の変化に伴いまして、この地方自治法、地方分権の流れに沿いまして、平成23年度地方自治法改正に伴い規定そのものが削除され、今回新たなその黒潮町総合戦略というのは、この地方自治法の規定を根拠として策定したものとは異なるものとなっております。

従いまして、黒潮町総合戦略と第1次黒潮町総合振興計画の関係としましては、将来にわたる中長期の指針として性格は類似する部分がございますけれども、その策定範囲、策定対象となる範囲の違いや法的根拠の違いなど、そういった部分を踏まえますと必ずしも同一視できるものではないと考えております。

ただですね、これまでの取り組みというものは引き続き継続していくものとして、行政の継続性を保つためにも継続していかなければならないものも多数ございます。中長期という視点につきましては同様の性格を有しておりますし、個別の施策や企業単位で見た場合では、同様の課題、あるいは同種の事業というのが新たな黒潮町戦略の中にも引き継がれている部分、多数ございます。

こうした新しい戦略に引き継がれた内容につきましては、新たな総合戦略のPDCAサイクルにのっとってしっかりと進ちょく管理をしてまいりたいと考えております。

#### 議長(山﨑正男君)

中島君。

#### 8番(中島一郎君)

そしたら、続きましてマル3の方へ移らさせていただきます。

この総合戦略の中には、政策の企画実行に当たってはさまざまな行政課題があり、役場内での課単独による解決が難しい場合には、各課で問題意識を共有し、組織全体で解決策を模索することの記述がされています。このことは大変意義のあることでありまして、ややもすると当初の目標数値から状況判断した場合に、なかなか目標数値達成が困難になったときに、そこには目標数値に向けて課題を全体で共有して各課が協力し合い、積極的に取り組みをした結果において目標達成できなかった場合には、それなりの理由付けができることから評価に値するものとなります。しかしながら、目標数値がされていても漠然的な一つの流れの取り組みとなった場合には、その評価は全く異なるものになります。

このあたりの各課における問題意識や協調性が問われるわけですが、ぜひ全職員が一丸となってこの総合戦

略の重要性を認識し、しっかりとした体制づくりが求められますが。

このことへの周知徹底はどのような形で行われたのか、その点をお聞きします。

#### 議長 (山﨑正男君)

町参事。

## 町参事(北岸英敏君)

それでは、各課間での行政課題の共有や今回のその周知徹底という部分でどのような対策を取ったかという ことで、ご質問にお答えをさせていただきます。

今回ですね、戦略を策定するに当たりましては、私が着任する以前の議会であったかと思いますけれども、この議場で町長が答弁されましたとおりですね、国から来る職員に何を求めるかという部分で、国から来る職員につきましてはPDCAサイクルに関するノウハウを提供していただきたいと。あくまで政策の一環は町の職員が行うべきだと考えているというような方向性は、私が着任した当時から町長からいただいておりましたので、今回は戦略の策定に当たりましても、可能な限り各課の管理職であったり各課の係長と一緒に仕事をしまして、基本的には各課の方で作業していただくような取り組みとするよう心掛けておりました。

戦略の策定に当たりましては、町長と私と各課と何度も協議を重ねてまいりましたけども、基本的にはその 各課の方で、事業者の方々とも協議を重ねていただいたものと承知をしているところです。

その上でですね、最後戦略がまとまった段階で、まずその各課の縦割りで協議しておった内容につきまして、 執行機関会議の場におきまして戦略を、全員協議会で皆さんにもご説明させた際にも非常に時間がかかったん ですけれども、執行機関会議の場で3時間弱議論をさせていただきまして、さまざまなご意見をいただいたと ころになっております。

そうした内容で3時間ご議論があったということで言ってますけども、自分たちの所掌を超えた内容につきましても各管理職から意見をいただいておりまして、そういった内容で当事者意識を持って、今回この 2060年、6,800人という人口に向けて当事者意識を持つことができつつあるんではないかなというふうに考えているところです。

それからですね、具体的な施策としてもですね、この場を借りて少しご紹介をさせていただければと思うん ですけれども。先ほどおっしゃった課と課の連携によって、連携を進めることでより具体的、より効果の高い 施策が展開できるものではないかというような部分は非常に重要な視点だと考えております。今回は平成30 年度から新たな取り組みとしまして、農業関係の補助金に特定健診の受診を義務付けるといった取り組みを開 始致しました。こちら、今回その新たな戦略の目標としまして人口減少や少子高齢化対策という分があるんで すけども、よくあるのはですね、他の市町村、あるいはほかの町外に住まわれている方を移住で受け入れたら いいんではないか、あるいは、担い手もそこから探してくればいいんじゃないかというようなことがよく言わ れますけれども。それ以前にですね、そもそも今中に働かれている方だとか、今中にいらっしゃる子育て世代 の方々に焦点を当てた施策というのがあってもいいんではなかろうかと。そういった視点で考えましたところ、 例えば、今回農業ということになりますけれども、農業の担い手不足を解消する上では、今農業に携わってい る方々の健康を維持することが非常に重要であるのではないかと。まあ辞められる方もおられるので、担い手 をこう確保していかなきゃいけないというふうな話になるわけですけども。その辞めていかれる方を一人でも 減らして、元気に長く農業に携わってもらうということが非常に重要なんではないかと。そのためには何をす べきかといったら、その人たちに健康になっていただくと。健康で農業に携わっていただくということが非常 に重要であろうということから、住民課と農業振興課の方で連携をしながら今回の取り組みを展開をさせてい ただきました。取り組みを進めるに当たりました、JA さんの方にもかなりのご協力をいただきまして、周知の方

を図ることができました。

今回、非常にいい取り組みになっておりまして、今後はそういった他の分野の漁業者だとか商工者への展開ができないかということを検討したいというふうに考えているところです。

また、冒頭、議員からもご質問ございましたけれども、ふるさとキャリア教育。こちらにつきましても、行政内部の話になりまして非常に恐縮ですけれども、教育委員会だけが取りまとめているわけではなく、教育委員会と各事業課の方、連携をしながら具体的に事業者の方を選定してもらうのは各課でやってもらったりだとかしながらですね、教育委員会の方で取りまとめて学校とのつなぎを行うといったような形で、課と課が連携をしながら取り組み進めているところだと承知しているところです。

なおですね、そういった取り組み、私が着任して以降特にその意識をしながら進めておったところですけども。この後、また私、先ほど議員にもご紹介いただきましたけれども、総務省に帰任することが内々でといいますか、しているところですけども。こういった取り組みを継続したものにしていく必要があると考えておりまして、本議会に提出させていただいている黒潮町行政組織条例の一部改定というところで、新たな細部組織として企画調整室を設ける提案をさせていただいているところです。冒頭、提案理由説明の後の質疑の際にも、中島議員からの企画調整室についてご質問いただきましたけれども。この新しい企画調整室につきましては、町長や副町長、あるいはその教育長から課と課の連携、教育長と課の連携、それから課と課の連携といった、上下左右の連携をスムーズにすることを組織の目標掲えておるところです。そのため調整室という、この調整という文言を設けておるところなんですけれども。

従来、町長から指示があった場合ですね、この町長支持で課が動くというようなことが非常に多く見られました。ただですね、町長の支持があるから動くんではなく、町長のおっしゃっている内容を理解し、その課題を自分なりに咀嚼(そしゃく)をした上で、その解決策を探すためには自分だけで解決可能なのか、あるいはほかの手だてはないのかといった部分でよく考える組織にしていきたいということで、そのまずはこういった自立的な組織になる潤滑油役となる組織が必要なんではなかろうかというふうに考えたことから、この企画調整室のご提案をさせていただいているところです。

先ほどの農業関係の補助金の特定原資の義務付けの例で言いましたらですね、この潤滑油役となるのは、私が主に課と課の方をつないでおったんですけども、これからはそういった調整に関してはこの企画調整室が後を引き継いでいくというふうに考えております。

以上のように、ご指摘いただきましたように、さまざまな行政課題に対して課と課の連携を促しながら効果 的、効率的な行政課題の解決に努めたいと考えているところです。

# 議長 (山﨑正男君)

中島君。

#### 8番(中島一郎君)

先ほど、新しくできる企画調整室の件のお話がありましたが。

ちょっと私の方も質問のときに、調整室ではちょっと弱いのではないか。新たなものをつくるのだから、ま あ政策室とか、業務の内容見たら広報政策とか広報とかいう名前を入れた方がいいのではないかという質問を させていただいたわけですけれども。今、参事の方からもありましたように、各課の連携を持った調整をして いくという話を聞きまして理解を致しました。

また、農業振興課と住民課が農業者の特定健診。これも新しい、独立する事業だと思います。こういうもんで各課が連携をし、本当にこの総合戦略が目標を達成に職員一同一丸となって頑張ってることを確信致しまして、次のカッコ2の産業部門における取り組みについて質問を致します。

ちょっと具体的な質問になりますが、観光業においての宿泊数は平成31年度に1万人泊という目標を掲げていましたが、既に平成29年度段階で達成し、平成31年度の最終目標は1万3,500人泊となっています。スポーツ合宿の誘致では、行政、NPO砂浜美術館、黒潮カップネットワーク、民間業者の方々の連携と努力によることへの成果の表れがあり、評価をするところであります。

3月議会の一般質問中でも触れましたが、今年度中には高速道路片坂バイパスと国道 56 号バイパス大方改良が開通することによって、町の皆さんが少しでも元気にならなければなりません。また、人の動きも活発になることも期待して、地域との結び付きを重要視し、このことを地域振興に生かさなければなりません。

これも戦略の一つだと思いますが、4月の人事異動においては観光担当と商工担当を引き離して、商工担当は佐賀支所の海洋森林課に配属となりましたが、この狙いや目指すものは何か。

お聞きを致します。

#### 議長(山﨑正男君)

副町長。

# 副町長 (松田春喜君)

それでは中島議員の一般質問の、海洋森林課に配置されました商工部門の狙いと目指すものにつきましてお答えを致します。

3 月議会の組織条例の改正の提案説明も質疑にお答えした内容と重複する分もございますが、ご了承いただきたいというふうに思います。

本年度、片坂バイパスが開通することになりまして、拳ノ川インターが終点となります。また、その後には 佐賀まで延伸することとなります。宿泊施設や道の駅、また黒潮一番館などとともに、高規格道路の延伸によ る終点となる経済効果などをこの期を逃すことなく展開をしていくことを狙いと目指すこととして商工部門を 独立させ、佐賀支所の海洋森林課に配置をしたところでございます。

また、今後目指していくこととして具体的に挙げるとするならば、高規格道路関連と致しまして、新たな道の駅構想に基づきまして施設の規模ならびに経営形態の計画策定を進めていくこととなろうかと思います。

そして、配置部署には関係はございませんが、商工業につきましての取り組みにつきましては、全員協議会におきまして総合戦略としてご説明をしてきたところではございますが、町内の商店の振興を図るために、現在、黒潮町経済実態調査を行っているところでございます。この調査に基づく地元商店、興業者の経営分析を行いまして、現状把握等課題の抽出から取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でござます。

#### 議長(山﨑正男君)

中島君。

# 8番(中島一郎君)

今の副町長からありましたように、この新たな道の駅構想というのは佐賀大方道路の部分ですかね。

それともう一つ、今、商工会の方で商工業者の実態調査、その経営分析を調査しているということで今お話がありましたが。これはまだ終了はしてないわけですか。一応そのアンケートとかそういうもの取ったかと思いますが、その集約ができてないのか。どのあたりまで今進んでいるか。

その点お聞き致します。

# 議長 (山﨑正男君)

副町長。

#### 副町長 (松田春喜君)

再質問にお答えを致します。

調査につきましては現在進行中でございまして、その点につきましてはこの場で公表できるような状態では ございません。

失礼しました。道の駅につきましては、佐賀大方道路の新構想についての道の駅でございます。 以上です。

# 議長 (山﨑正男君)

中島君。

## 8番(中島一郎君)

ありがとうございました。

#### 議長(山﨑正男君)

中島君。一般質問の途中ですけれど、もうお昼が近づいていますので、ここで休憩を取りたいと思います。 構いませんか。

## 8番(中島一郎君)

はい、分かりました。

## 議長(山﨑正男君)

それでは暫時休憩致します。

次は1時30分から再開致します。

休 憩 11時 50分

再 開 13 時 30 分

### 議長(山﨑正男君)

休憩前に引き続き、会議を始めます。

続きまして中島君、お願いします。

# 8番(中島一郎君)

それではカッコ2、産業部門マル2の、農業、林業の新規就農者について質問を致します。

農業の新規就農者数は平成31年度までに15人以上となっていますが、これには就労支援策としての農業公 社や既存の農家での修了研修の実施、そして、新しい取り組みとしてキュウリなど、ほかのハウス作物との両 立しやすいことを生かしてグリーンレモンへの転換を図り、産地化を目指すことになっています。

このように今までの実績を踏まえた場合には、目標の就労者 15 人以上は達成可能ではないかと期待もしています。

また、新規の林業従事者についても平成31年度までに10人以上となっていますが、これも県立林業学校の開校や緑の雇用事業における従事者増、そして幡東森林組合との連携意識によって目標達成の期待も持てますが、このあたりの目標数値達成は可能ととらえているのか。

その点についてお聞きを致します。

# 議長(山﨑正男君)

農業振興課長。

# 農業振興課長 (宮地丈夫君)

それでは中島議員のマル2の1、農業の新規就農者15人以上の目標達成は可能な数値なのかのご質問についてお答え致します。

黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略における新規就農者数の目標値は、平成31年度までに15人以上と

なっております。また、この6月に改定をする黒潮町総合戦略では、新規農業従事者数の目標値を年間7人と しております。

これまでの実績は、平成 27 年が 7 人、平成 28 年が 2 人、平成 29 年が 9 人で、この 3 年間の合計は 18 人となっております。

昨年度の9人の内訳は、自営就農者4人、親元就農または夫の専従者5人となっております。当初の目標値の15人以上は達成していますが、農林業センサスやJA園芸部の年齢構成等を考えると、黒潮町の農業の振興維持のためには年間7人の新規就農者の確保が必要と考えております。

今後も、新規就農研修や親元就農研修に対する支援、また、経営不安定な就農初期に一定の所得保障を行う 農業次世代人材投資基金(経営開始型)等を活用をし、新規就農者の確保に努めることで年間7人を確保して いきたいと考えております。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

海洋森林課長。

## 海洋森林課長 (今西文明君)

それでは産業部門における取り組みのうち、林業従事者に対する質問にお答え致します。

林業の振興においては、就業支援ならびに担い手づくりとして、新規就業者数を平成31年度までに10人以上とするKPIを定めております。

その実績を見てみますと、平成29年度末で5名の方が新たに林業従事者として就農しております。平成30年4月からは2名の方が新たに林業に従事しており、現時点では合計7名の方が新規就農従事者として就業したことになります。

残る期間は2年を切り、平成31年度まで残り3名という数字は正直厳しい数値でありますが、今後も緑の雇用事業等を活用し、地元高校生や県林業大学校の卒業生の就業希望者への勧誘、そして県内外の就業フェア等に積極的に出向き、PRを行い、目標達成に向けて努力致します。

以上でございます。

## 議長(山﨑正男君)

中島君。

# 8番(中島一郎君)

農業については年間7人の就労者を確保するいうことがある程度確定されているような感じでございましたけども、林業については平成29年度までに5人と。ここで平成30年度の2人。今、7人ですかね。それがあと3人ですけど、この3人は若干厳しいんではないかということでありますけれども。まあそこそこの数値が残せていくということに対して、本当にこれからも頑張ってもらいたいという気持ちでいっぱいでございます。

問題となるのは、水産業の振興の方ではないかと思ってます。新規の漁業従事者は平成31年度までに6人以上となっていますが、実績では平成28年度に6人が新規に就業されたことになっており、これは伊田地区の定置網分が含まれているがですが。

それとは別に、やはり自立した形での就労者を増やしていくには多くの課題もありますが、一つ一つの課題に時間をかけて取り組まなければ、困難な状況が増すばかりだと思います。特に着目しなければならないのは、農業や林業においては一定の生産性を上げることのできる面、これは土地から算用させているわけですが、それがありまして、生産基盤の整備がされることで一定の実績につながり、そこに魅力ややりがいがある形が見えます。漁業の場合は、そう簡単にはいきません。ご存じのとおり、個々の生活性に挙げる面は、公の海、こ

れは太平洋や土佐湾であることになるわけですが。なかなか個人の生産基盤を確立することはできなく、非常 に厳しい状況での操業形態の中で漁獲、生産実績を上げなければならないために、不安定なものになっていま す。

水産資源の確保や漁獲高の向上を目指す場合には、特に生産基盤の整備と一定の所得が見込まれる操業形態の確立を重要視しなければなりません。このことが難しい課題であることも承知していますが、消極姿勢では何も見えません。気長く、一つ一つの積み上げ方式で行動を起こし、打開策を見いだしていくことと、漁業における地域特性を生かした政策が望まれています。

このことへの取り組みが、魅力ある、やってみたい漁業に結び付くものと確信をしているとこですが、このような対策は考えていないのかどうか、その点をお聞き致します。

### 議長 (山﨑正男君)

海洋森林課長。

## 海洋森林課長 (今西文明君)

それでは通告によりまして、2、黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略のカッコ 2、産業部門における取り組みのマル 3、自立型漁業の就業者支援に関する質問にお答え致します。

黒潮町における独立型の新規就業者につきましては、高知県の新規就業者支援事業を活用し、平成27年度から29年度の3カ年で4名の新規就業者が就業している状況でございます。これら4名の新規就業者は全員が入野地区であり、それも地元の方であり、佐賀地区をはじめとする町内の他の地区やU、I、Jターン等の黒潮町外からの参入者は得られておりません。その要因は、漁業そのものに対する魅力や理解度不足、そして、漁業での生計が厳しいという現実があるのではないかと考えます。

町としましては、これまでアカアマダイ、イサギ等の種苗放流や操業機器の導入、更新の支援等を通じ水揚 げ向上、操業効率化の取り組みを行ってきました。しかしながら、これらの支援制度にもかかわらず、漁業就 業者確保には直接結び付いていないのが現状になります。既存漁業者の高齢化も相まって将来を見たとき、浜 から漁師がいなくなるのではないかと大変危惧(きぐ)をしているところでございます。

特に佐賀地区においては、漁業者自らがわが子に漁師を継がすことができないという声をよくお聞き致します。厳しい漁業の状況があり、先人から伝統的に継承されてきたひき縄や竿釣りのヨコやカツオの水揚げが減少し、世界的、そして全国的にも、これらを含む水産資源の減少が懸念されている状況であります。

町としましては今後、漁業者が取り組む新漁業、漁法等への挑戦を支援することで、漁業者が専業として将来にわたって継承できる環境づくりに努めたいと考えております。

同時に、雇用型形態でカツオ船や定置網を数年経験した方が、今後自立型で起業した際に、その受け皿として機能するよう、県の支援制度を活用し、漁業者の皆さんとともにその体制づくりに努めたいと考えております。

以上です。

## 議長 (山﨑正男君)

中島君。

## 8番(中島一郎君)

今回の6月の補正予算の中でも、新漁業等挑戦促進事業での540万の計上があります。このように新しい事業を取り入れて、漁業者の発案による試験操業や、それから経費、漁具等、それから船舶の改良等、いろいろな部分にこれが対応され、何らかの方法を得るという形は非常にこう大切なことだと思います。

ぜひですね、この予算を組んだことを実行に移してもらいたい。その移った、実行されたことが成果として

表れて、余力のある漁業に少しでも近づいていくのではないかというような期待もしていますので、その点ひとつよろしくお願いしたいと思います。

一つとして方向性を変えれば、漁業者や新規就業者のやる気が大切でありますが、特にこれからは事業者を 中心とした組織づくりを図り、自らが新たな漁種、漁法の開拓を目指すためにも先進地視察なども企画提案し て、他の漁業から学び技術の習得を図ること。これによって、資源管理型つくり育てる漁業の推進を実行し、 終年操業による漁業経営を目指すことへの道しるべとしなければなりません。この支援は、やはり新規就農業 者や後継者育成につながることを訴えて、次の質問に移ります。

3、水産業の振興について。先ほどの一般質問とは若干方向性を変えた質問を致します。

高知カツオ県民会議は2017年2月に尾崎知事を会長として、観光や飲食、漁業、金融など、幅広い分野の有志の方々が、日本周辺でのカツオ資源の減少に危機感を持って設立されました。昨年4月10日には第1回のシンポジウムが開かれ、これからの活動やカツオの来遊量の減少要因、資源回復が可能かどうか、問題提起がされたところであります。そして、これまでの活動は報道機関において何回となく取り上げられました。4月18日の高知新聞においても、高知県のカツオ文化を日本文化財に登録を目指すいうことで、県や関連する市町村の協力によって2019年度の設定を目指すとのことであります。

一方、3月25日には全国カツオまつりサミットが和歌山県すさみ町で開催され、黒潮町からも町職員や漁協婦人部の方が参加されたと聞いています。このサミットは第1回目が2009年10月31日に本町で設立されて開催されたものであり、国内外から多くの行政や漁業関係者の参加を得て、カツオ漁の長期にわたる不漁が続くことへの不安に対して国や県に強い要望をされたことが印象に残っています。そのときの会議においては、民間の方々の呼び掛けによる協力と漁業関係者で組織をつくり、カツオ漁の課題を共有し、全国的なものへと発信をされているところですが。

このことも大変重要なことでもありますが、そして評価も致しますが、もう少し課題を掘り下げて考えてみると、漁業者の方の身近にある課題を行政が主体性を持った行動、そして行政でなければできないこと、行政としてやらなければならないことがあるがじゃないかと思うところです。例えば、一つの例として国、県への要望等についても、県内のカツオー本釣り漁業の所属船の対象となる土佐清水市、中土佐町、本町など等、直面する身近な課題として生産基盤の確立でもあるカツオ不漁対策はもちろん、活餌、活き餌の供給問題などに対しても、情報交換はもちろん課題を共有し、危機感を持った対応や行動が重要視されるものであり、またそのことを事業者の皆さんも望んでいます。

ぜひ、黒潮町が第一線に立って各自治体の連携を取り、この行動を起こすべきではないかと思うところですが、このことについて答弁をお願い致します。

### 議長(山﨑正男君)

海洋森林課長。

### 海洋森林課長(今西文明君)

それでは通告によりまして、3、水産振興についてのカッコ1、カツオ漁業に関する近隣市町との連携に関する質問にお答え致します。

このままでは高知でカツオが食べられなくなる。カツオー本釣り漁業の将来に危機感を抱く、高知県内の経済団体や漁協、県、市町村、官民等が一体となった高知カツオ県民会議が平成29年度から組織され、現在、各部会で議論と活動が展開されているところでございます。

本町が属している部会の資源調査保全では、日本近海で遡上が減り続けるカツオをどうしていくのか等、さまざまな角度から議論しており、昨年12月にはこの部会を中心とした県民会議の代表が中西部太平洋マグロ委

員会の総会に出向き、危機的な資源の枯渇状況と今後の資源調査についての提言を行い、諸外国と皆さまと連帯した活動を開始したところでござます。町としましても、カツオ資源の問題をはじめ、県全体で一体となった対外的な発信活動に積極的に参加しているところでございます。

カツオ漁に不可欠な活餌供給対策につきましても、地域によって自前の餌なのか、買い回しの餌なのか等違いはあれ、その供給がカツオ漁業にとってとっても大事だと考えております。現在実施している黒潮町の活餌供給対策事業については、主に土佐沖を主船場としておる県内の10トンから19トンの漁船をターゲットとしており、これら船団との連携強化を図るとともに、カツオ漁で活路を見いだしている近隣市町村などと意見交換をするなどして、連携した取り組みができないか模索しております。

特に、近隣の中土佐町とは類似のカツオイベントを開催しており、過去の歴史や関係性も強く、運命共同体としてより連携した取り組みを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

中島君。

### 8番(中島一郎君)

課長の方から今、中土佐町のことが報告されましたが。

やっぱり中土佐町におきましてもですね、カツオ漁船、大型漁船が2隻、それから10トンから19トンクラスが5隻、このまあ大体カツオ船については、うちの活餌の供給施設を利用して一定の操業が取られていると思います。そういうことを考えてもですね、お互いが情報交換を行って、課長言いましたように、課題の共修ですね。タッグを組んで、やっぱり国、県に同じ課題で訴えていく。そういうことをぜひまたお願いしたいし、課長の方から運命共同体という言葉が出ましたので、そういう方向性を見いだしてもらいたいと思います。

続きまして、先ほど課長の方から活餌の供給について答弁がありましたけれども、また、私は私なりの質問をさせていただきます。

この事業は、土佐湾沖でカツオの漁場が形成される時期には、町内業者をはじめ町外漁船も佐賀漁港に入港することで水揚効果を期待するものであります。高知県は佐賀漁港をカツオ水揚拠点港として位置付けもされています。また、土佐佐賀のカツオブランド化を定着させるために、平成22年ごろから試験的な取り組みが開始されまして、平成26年度には事業実施主体を漁協から19トン船や大型カツオ船の船主、それから金融機関などを含めた黒潮町活餌供給機能対策協議会を発足し、本格的な運営により平成26年度から平成28年度の3年間では、佐賀漁港への水揚げのうち、活餌購入関係の水揚実績は11回の事業実施に対して関連する水揚金額は1億5,391万円となっています。これは一本釣り漁船の操業の効率化はもちろん、地元漁業おいても水揚げによる販売手数料の増、製水や燃油の販売増や地域経済においても、入港することによる食料品などの購入、船員たちの動きによる波及効果は顕著なものとなっています。

このことを踏まえて、活き餌供給における平成29年度の実績と事業効果についてお聞きを致します。

## 議長(山﨑正男君)

海洋森林課長。

## 海洋森林課長 (今西文明君)

それでは通告によりまして、3、水産振興についてのカッコ2、活餌供給事業の実績等についてお答え致します。

先の答弁でもお答えしましたが、カツオー本釣り漁業には活餌としてのイワシは欠かせないものであります。 そのため町としましても、平成26年度から黒潮町活餌供給機能強化対策協議会を組織し、長崎県佐世保や兵庫 県家島、愛媛県等からイワシを買い回し、活餌供給事業を実施してきたところでございます。

平成29年度の実施状況につきましては、春期、これは5月18日から6月25日の間には、長崎の活餌事業者が当町にて活餌の販売を実施し都合435枚の販売をいただいて、秋季、秋には11月21日から12月24日には協議会として事業を実施し、トータルで1,410杯を販売致しました。

昨年12月中旬ごろには、愛媛でもイワシが獲得できる周辺でイワシ活餌を購入することができないという事態が発生しました。その際には、佐世保から買い回した当町の活餌事業にニーズが集中し、カツオ水揚船の70パーセントがイワシ活餌を購入した港があるなど、活餌協議会として一定の収益を上げることができました。また同時に、土佐沖におけるカツオー本釣り漁業の操業そのものを支えることができました。カツオの漁場形成やイワシ活餌の在庫量は刻一刻と状況が変化しており、今後、ますますその変化が読みにくくなっています。先ほど申し上げましたように、真正面から競争するのではなく、付近の漁港にないタイミングを見極めて事業を実施するということが今後のポイントとなってくると考えております。

当協議会の運営は平成28年度までは高知県主導で実施してきたところですが、先ほど答弁したように、平成29年度より町単独の事業となっております。カツオー本釣り漁業の操業に際しましては、活餌だけではなく、各種操業機器の整備や運営資金繰りのための資金など、必要な要素が数多く存在します。それに対応するため、高知県においては平成30年度より、各年の漁船の検査に膨大な、多大な費用が掛かることから、検査等に用いることのできる融資制度を新たに創設したと承知しています。

今後とも、関係者、関係機関と連携を密にし、現場が真に望む施策の実施に向けて協議を続けていきます。 以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

中島君。

# 8番(中島一郎君)

この活餌の供給事業は平成28年度までは県の主導で実施して、平成29年度からは町が単独で実施して1,000万の補助金を予算化しているわけですが。

この活餌供給事業についてですね、この事業を一市町村だけでの運営ではなかなか厳しいものがあると思ってます。それでは県の計画は、今課長からもありましたけれど、平成27年ごろには生餌を県内で確保するということで、宿毛湾の巻き網で漁捕されたイワシ類の稚魚などを育成して、生餌に利用する技術を開発したいという計画もありました。しかしながら、中間育養による、歩留まりがあまり良くないということと、買い回し、運搬船の効率化に課題もあり、供給体制の構築ができないことが提起をされました。

県内での協力体制が可能であれば、ある部分生餌の単価にも反映されることはもちろん、カツオ漁船においても安定した、効率的な操業につながってきます。

当時、町においても県に対してもですね事業継続に向けた要望を高知県漁協とともに行動をしていくという 答弁をされたと記憶していますが、このへんの活動実績はあるのかないか。

お聞きします。

## 議長 (山﨑正男君)

海洋森林課長。

### 海洋森林課長(今西文明君)

活餌供給事業の県が主体的に担っていただいたことは平成28年度までということで、その後は町単独になって、町と漁協がタイアップして今現在運営しておりますけれども。

具体的に側面からの支援というところで県の漁業指導所に入っていただいて、いろいろな角度からソフト面

であるとか、それからその体制のことであるとかいう支援はいただいておるところでございます。 以上でございます。

### 議長 (山﨑正男君)

中島君。

#### 8番(中島一郎君)

はい、分かりました。

先ほども申し上げましたように、やはり高知県カツオ県民会議のことを話したわけですが。カツオの資源問題や不漁対策も大切なことでもありますが、その近年のカツオの活き餌の不漁、それからその餌屋の業者の減少、同時に大きな危機感を持った対応策を講じていかなければならないと思うところです。

佐賀漁港にですね、活き餌供給施設があることによって、課長の方からもありましたけれども、今年の4月、5月のカツオ漁期においては、水揚げたすぐ後にその周辺で活き餌の供給ができないことで、県外の大型漁船、これ3隻だと思いますが。そして、19トンクラスのカツオ船まで数十隻の漁船が佐賀漁港に入港し、活き餌の積み込みがされています。

この活き餌は県外営業所の方の協力とともに、長崎県佐世保市などから大型の運搬船、これ大体一隻当たり バケツで 1,000 杯ばあだと思いますが、1,000 杯ぐらいの調達によってないなっていますが。これにかかわる 関係者の皆さんの努力は並大抵のことではありませんし、また、カツオー本釣り漁におけるこの事業の活動実績は、日に日に貢献度は高まってきています。ぜひですね、このことを踏まえて、時間をかけてでもこの生産性の●の確立を目指すことに力を入れて、今後そういう対策を見いだしてもらいたいと思うところでございます。

そのことを最後に訴えまして、この質問を終わります。

続きまして、4番の旧佐賀保育所の利用計画について質問を致します。

4 月から新しく伊与喜地区に南海トラフ地震を想定して佐賀保育所が高台移転を致しました。周囲の自然環境にも恵まれ、子どもたちにとっても優しく、利用しやすい施設となっており、子どもたちがすくすくと育っことを期待もしているところであります。

これによりまして、自動的に佐賀地区の旧佐賀保育所は廃止となりました。この施設は平成22年2月に建設をされておりまして、建設の事業費が2億8,499万9,000円、それから鉄筋平屋建てで延べ床面積が1,101平米。 園児の定員が132人で、保育施設が9室、遊戯室ホール、事務室、厨房室などを備えた施設となっていました。

施設をそのそのまま放置して放置していくことは大変もったいないことでありまして、今後佐賀地域の拠点 施設として業務計画を立てて、地域振興や福祉の充実を図ることはもちろん、住民参加型の施設として役割を 果たすべきではないかと思うところであります。

聞くところによりますと、町としてがこの施設を行政財産から普通財産に変更して、使用目的の緩和策を考慮し、幅広い利用を立てているとのことですが、現段階においてどのような構想を持たれているのか。

その点について質問を致します。

## 議長 (山﨑正男君)

地域住民課長。

## 地域住民課長(矢野雅彦君)

それでは、中島議員ご質問の旧佐賀保育所の利用計画について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

佐賀保育所につきましては、今年3月に伊与喜地区に新佐賀保育所が完成致しまして、4月に移転がされま した。移転に伴い、教育委員会が管理する行政財産から普通財産へ変更され、現在、地域住民課が管理をして いるところでございます。

旧佐賀保育所の利用計画につきましては、昨年6月以降、当時の財産所管の教育委員会が中心となりまして、 利用計画を取りまとめてまいりました。

その結果、健康福祉課が所管するあったかふれあいセンター、教育委員会が所管する図書館、放課後子ども 教室、園児送迎用バスの待合スペース、地域住民課が所管する各種事業や地域の集会所的な活用に利用するスペース、そして、情報防災課が所管する防災に特化した京都大学等のサテライト事務室に利用することとなったところございます。

当初予算での準備をしておりましたが、当初予算が骨格予算となったことから、今回6月補正予算に設計監理委託料と工事請負費を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

## 議長(山﨑正男君)

中島君。

### 8番(中島一郎君)

今の答弁では、あったかふれあいセンターとか図書館とか、それから京都の大学の防災サテライトとか、い ろいろそういう部分がありましたが。

そしたら、この9室の全室ですね、これはその今の計画の中で全部利用する計画になっているのかどうか。 その点、教えてください。

### 議長(山﨑正男君)

地域住民課長。

### 地域住民課長 (矢野雅彦君)

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

現時点で、すべての部屋が利用される予定となっております。

以上でございます。

## 議長 (山﨑正男君)

中島君。

### 8番(中島一郎君)

先ほども申し上げたとおり、佐賀地域の拠点施設としての利用計画ということは、今回の計画の中で、あったかふれあいセンターは現在総合センターで運営されていますので、今2階を利用していると思いますが、手詰まり状態で無理もないことだと思います。

いろいろその利用することにおいて、多分集会所にも今話があった、これは下分地区の集会所の分だと思うんですが。そのことについても、下分地区から集会所がないということで長年の要望いうことになりますので、ここを利用することで、地域の結び付きや施設の管理運営から考えても大変良いことだと思っております。

ただ、大切にしなければならないのは、佐賀地域ではこのような新しい公共施設を多目的に利用できることは、まず今後においては考えられないことです。公共施設であるから行政が主導になって利用をすることも一つの方法かもしれませんが、もう少し、これからの5年、10年先のこの佐賀地域の町の実態を把握して、ここで生活をしている町民の方の立場に立って、幅広く要望や意見を求め、住民に開かれた設備を計画し、住みやすく安心して暮らせる町づくりにつなげていくことも必要であるのではないかと思うとこですが。

この点はどうでしょうか。

### 議長(山﨑正男君)

教育次長。

## 教育次長 (藤本浩之君)

それでは中島議員の再質問にお答え致します。

この当該施設の利用に関する検討のことにつきまして、幅広くということでございまして。その再利用の検 討の経過につきまして若干説明をさせていただきます。

平成29年6月19日に、教育委員会と地域住民課、そして関係課が、現場でこの施設の現地を視察致しまして検討を行っております。そして6月27日には執行機関会議におきまして、各課に対しまして再利用の希望調査を調査するようにということで、実施の検討を行っております。それに基づきまして、各課でこの施設をどのように利用するかということについて検討を致しております。

そしてそれから、その後の各課からの再利用の希望の調査結果に基づきまして、7月13日に佐賀保育所の跡地利用についての検討会を、希望がございました健康福祉課と地域住民課と教育委員会が集まりまして、再利用する事業の優先順位の基準と、それから利用可能な事業の検討を行っております。

そして 11 月 9 日、任意参加で、再び施設改修に関する予算要求の打ち合わせを行っております。 以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

中島君。

### 8番(中島一郎君)

今の答弁をお聞きしましたら、その再希望の調査とか、それから検討委員会とか、最後の優先順位とか。6 月何日から7月何日までやって。それは全部、行政の方なんかの検討会ですね。中身。私が質問しているのは、 そこに住民が参加して、いろいろ、その施設の重要性をかんがみて、そういう計画を立てていった方が良いと 思うがです。自分自信は。なかなかこのことについては行政も早うに予算化しまして、今度の6月の補正予算 でも、この工事費なんかも組まれていましたわね。旧佐賀保育所改築修繕工事いうことで、設計委託は223万 3,000円。工事請負費が1,400万円ですか。どうもこの行政主導で、この部屋が9室もあるから、それを全部、 そういう考え方で埋める。埋める言うたら言葉悪いですけど、廃止するいうことも一つの方法論かも分かりま せんが。

せっかく佐賀地域でこういう新しい施設を使用するいうことは、利用できるということは住民の方々が、もうないに等しいと思うがですよね。

そういう話はされなかったわけですか。

### 議長(山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

今、次長がお答えしましたように内部で検討しましたけれども、その過程におきまして、今利用している事業目的以外にも、実は民間事業者から利用したいという声がありました。関係課を通じてですけども、ありました。

内容につきましては、観光を主たる業とする方の倉庫として使いたいと。主に倉庫として使いたいとご要望がありましたけれども、やはり公共性を考えたときに公的事業をまず優先をした場合に、どうしてもさっき言いいました優先順位は低くなります。そういう場合。

そうした場合ずっと埋めていきましたところが、先ほど説明しましたように、それぞれの各課から挙がってきました事業に応じて部屋を割り振りしましたところ、今配置をしている事業目的に応じてちょうど部屋が収まったという状況になりましたので、それ以上の議論はしなかったというような経過でございます。

## 議長 (山﨑正男君)

中島君。

## 8番(中島一郎君)

今、民間業者の方から1名そこを利用したいということで、お話があった。それを倉庫に使いたい、観光の。 いう部分ですが、それはそれとして。民間の方なんかにそういうお知らせとかそういうことは全くしてない中 で、本人はそういうことを察して要望を出したと思いますね。そこはさて置きまして。

ちょっと後戻りしてすいませんが、当初の計画から図書館は移転する考え方を、今聞くと持っていたように 思うんですが。ちょっと私もあそこへいてちょっと話を聞くところによると、妙に不安定な要素の部分があっ たわけですが。現況の総合センターの1階の方に、本当に伊与木川のほとりで、また前側にあった旧宮﨑医院 の植栽広場も商社の方の好意で伐採されて、自然環境に恵まれ、私は現在地の方が大変こう図書館としてはマッチしているのではないかと、非常に良い環境の中にあるがじゃないかと思うわけですね。

そしてもう一つの課題は、この総合センターは昭和55年8月に建設をされています。2、3年前に、耐震や修繕工事約8,000万円程度を掛けて施設整備がされたんじゃないかと記憶もしております。それであるならば、行政の皆さんがよく言う、投資効果。今、総合センター、図書館を出ていけば社会福祉協議会の事務所程度等、いろいろなぐらいになると思うんですが。それと、行事等の利用になると思うんですが。

投資効果をやっぱり考えた場合に、それと総合センターと旧佐賀の利用度を上げることも考えていかないか んと思います。このあたりのバランスといいますか、メリット、デメリットをやっぱりこう対峙した形で、そ の管理者だけでもそういうことを検討された上のことであるのかどうか。

この図書館は、私は妙に旧保育所へ行くというような話を思ってなかったですけど、この間の6月補正の予算を組むときに、副町長からそういう話もあったわけですが。

そのあたりらは十分協議された結果ですか。

## 議長(山﨑正男君)

教育長。

# 教育長 (畦地和也君)

先ほど申しましたように、検討する過程で各課、全課に佐賀保育所跡地の利用についてそれぞれ関係機関に問い合わせ等もしていただいて、利用希望を調査を致しました。その結果、社協を通じて、あったかふれあいセンターとして使いたい。それから、NPO あかつきの方を通じて、佐賀の図書館をそこに移動させていただきたい。それから同じく、放課後子ども教室として運営している団体から、その場所を放課後子ども教室として使わせていただきたい。それから、地区の方から、集会所がないのでそこを集会所として使わしていただきたいという要望が出ました。それと、京都大学の方が今、黒潮町に多大な支援をいただいておりまして、年間何十日も黒潮町に関係の方が入っていただいていますので、そのときの活動拠点として小さな部屋でもいいので借りたい、そういう要望がございました。それらを検討した結果、それが妥当ではないかということで配置をしたということが経過でございます。

ただし、集会所につきましては、地区の独占というのでは少し困るだろうということで、例えば地区が持っている財産等も置いてはいただいてもいいんだけれども、日常的には、放課後子ども教室の子どもたちの遊ぶ場所、あるいは図書館等に来た際の子どもたちの遊戯の場所として、日常的には解放して使おうと。

そういう形で、我々としましてはひとつそこを大きな地区、地域のコミュニティーセンターのようなイメージで、協議をして現在の形に至ったということでございます。

### 議長(山﨑正男君)

中島君。

### 8番(中島一郎君)

まあコミュニティセンターうんぬんというような部分の話もありましたので、その考え方は一つの考え方と 思います。

今、先に教育長からもありましたように、これからの町のあるべき姿を見て、個人や共同で何かの事業を起こしたい方、あるいは移住促進の一環として、町外の方で事業にチャレンジしたい方々の試みを持って地域経済の活性化と雇用の場の確保につなげるとともに、受け皿としての機能をさせることも関係機関と連携した取り組みを展開するべきではないかという、私は、そういう考え方を持っていたわけでございます。物の生産性を上げる、地域の活性化につながるような利用方法もあるのではないかというような期待をしておりました。

小さな問題かも分かりませんけど、これからの佐賀地域を見たときに、例えばですよ、現在、散髪屋さんは昔3、4軒あったがですけど、もう1軒だけになっております。店主の方も高齢になりまして、それでも元気に地域貢献のために頑張っていただいております。しかしながら、この方がもし仮に店舗を閉めることになった場合には、長年お世話になった方たちは地区外に散髪に出向かなければなりません。このような事態になれば、特に高齢者の方や車の運転ができない方においては、想像以上の不便さと負担が発生することになります。また、平成27年から28年にかけまして佐賀診療所が休業するうんぬんの話がありまして、大変町民の皆さんも不安視したところでありますが、今現在はおかげさんで医療法人、これはまあ宿毛の聖ヶ丘病院のことですが、祥星会ですかね。そこが診療請負をしていただいて、大変安心な生活が送られる状態になっていますが。また聞くところによると、当初は胃の透視や胃カメラの検査ができていたけど、予約式で。どうも近ごろは、その病院の関係やいろいろなことがあるかもしれませんが、そのことができなくなっていると。どうか今までやりよったことができないことが非常に、老人の方はじめ1年に1回そこで検診をしていた方には不安な気持ちにもなっております。

方向は違うかも分かりませんけども、やはりそういうふうに地域の方々にはじわじわと、そういう不便さや不安さというものができてきてるわけですね。そういうことなんかもやっぱり、行政は行政主導じゃなしに地域と結び合って、先ほども申し上げましたとおり、この施設は、こういう施設はもう佐賀地域で利用することは、こんな施設を利用することはもうできないと思います。そういう部分を慎重にやっていただいた方が、地域の方に愛着を持たれた施設となると思うことで、今回この質問をさせていただきました。

ぜひ、ある部分概略的なことは決まっているようでございますが、今回私が一般質問したことにもお酌みをいただいて。そういう空間といいますか空き室があればですね、せっかく行政財産から普通財産に変更したわけです。普通財産の場合には費用等の貸し借り、そういうこともできると思います。そういうふうに地域の活性化といいますか、そういう部分を目指したものに一つでもしていただければということをお願いして、6月議会の一般質問を終わります

## 議長 (山﨑正男君)

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、2時35分まで休憩します。

休 憩 14時 20分

再 開 14 時 35 分

## 議長 (山﨑正男君)

休憩前に引き続き会議を始めます。

次の質問者、矢野昭三君。

## 4番(矢野昭三君)

それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

町長これ、一般質問は初めてやったと思うんですが、3期目。初めてですね。3期目は初めての一般質問ということで。それでは、おめでとうございました。敵がおらん状態で、また3期目というところでございまして。それも、やはり町長の努力をみんなが認めて、それで目の前が、姿が変わっていっておる。着々と変わっていっておる。それは県内もとより、国内国外もその活躍ぶりは知れ渡っておる。そういう状態であろうかなと思っております。

合併の前のころは、合併しようかというころはええ町をつくろうということで、大体の合言葉でありました。 それへ向けて頑張っていただいておるわけですが。私の方、そのええ町をつくるということについては大賛成 でございまして、私なりにそのええ町をつくるということについて、努めております。評価は住民の方からい ただくということになるわけでございますが。

そこでですね、この今日の繁栄。その礎になられたのは、申すまでもなく先の大戦まで尊い命を、後に続く 私たちのために捧げていただいたそのものであろうと考えております。そこで、1番目の戦没者およびご遺族 の対策について質問を致します。

1 番ですね。戦没者追悼式では、多くの若者をはじめ大変たくさんの人々の尊いお命のおかげさまで、こんにちの繁栄が享受できること。また、ご遺族に対し生活の安寧や平和な社会を構築する追悼の辞を捧げられています。

追悼式には、ご高齢、体調不良等があり、残念ながら参加できなかったご遺族、ご親族があります。今一度、 どのような心で追悼の辞を捧げられたのか問います。

このテレビを通じてですね、住民の皆さまに今一度その心を伝えていただきたく質問を致します。

#### 議長(山﨑正男君)

町長。

## 町長 (大西勝也君)

矢野議員の、戦没者ならびにご遺族についてのご質問にお答え致します。

ご案内のとおり、毎年黒潮町戦没者追悼式を開催させていただいておりまして、その都度、ご遺族の皆さまをはじめ町議会議員の皆さま、町内各団体の代表者の皆さまなど、多くの皆さまにご参列をいただいていところです。

今一度どのような心で追悼の辞を捧げられたのかというご質問ですけれども、今となっては取り返しがつきませんけれども、せめて尊い身命を捧げられました本町の戦没者864名の方々の御霊の安らかならんこと。そして、大変なご労苦を余儀なくされましたご遺族の皆さま方の悲しみが少しでも癒されることを願いながら、式辞を申し上げさせていただいているところでございます。

併せて、さまざまな制約のあった時代背景の中で、必ずしも望んで戦地に赴かれたわけではないにもかかわらず、これだけ多くの尊い命が本当に失われなければならなかったのか、戦後を生きる私たちは常にこのことを忘れず、深く思いを馳せなければならないと思っています。

戦後73年という年月を経て、記憶の風化が叫ばれる中、あらためて先人の多くの犠牲とご労苦、平和の尊さをいかに語り継いでいくかが問われています。

開催させていただいております追悼式は、皆さまにとりまして、そうした思いを馳せる一助、契機になれば と思っております。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

テレビを通じて、その心が皆さん方に伝わったことと思います。

それでは2番のですね、先の大戦では総動員体制で戦いました。遺族が高齢化により組織運営などに大変ご 苦労をされています。大戦時の町の状況を踏まえて対応を問います。

先の高橋県知事のときは、18年でしたかね、着任が。着任のあいさつの中で、高知県中の市町村長を集めた中で、高知県は土佐南国の地じゃいわれても、理屈ばっかり言いよったちいかん。実践してこそ本物じゃ、いう訓示をされております。そういった中にあって、またそれを持ち帰ってそれぞれの自治体、黒潮町は当時3つあったんですね、自治体。それを軍の命令の伝達なんですから、それは逆らうわけにはいきません。否応なく戦いに臨んだわけです。さまざまな問題はございますけんど、要は、戦争に行って若者が命を失うと、もうその後がないわけですね。後絶えになるわけです。それをお守りするご家族、ご親族もご高齢になられ、大変今、難儀な思いをされておるわけでございますので、このままこの会を続けていけるという見通しがなかなか立ちにくい状況下にございます。

黒潮町、当時はそれぞれの3つの自治体でございますが、軍の命令を伝達して、住民をその戦いと一緒に戦ったことは事実でございますので、何というか、どこへ話をしていいやら分からないような状況の中で暮らしておいでるこの遺族の方、また遺族会の方でございます。

このそういった当時の状況を踏まえて、遺族会の組織運営についての対応を問います。

# 議長 (山﨑正男君)

町長。

# 町長 (大西勝也君)

それでは引き続きまして、遺族会の高齢化についてのご質問にお答え致します。

黒潮町戦没者追悼式のほかに、毎年、高知県戦没者追悼式にご遺族の皆さまに同行させていただき、参加をさせていただいているところです。その際に、今回ご質問いただいておりますように、各遺族会の高齢化により活動が年々難しくなってきていることも相談をお受け致します。

先般も、佐賀遺族会役員の方にお越しをいただき、お話をお伺いしたところです。戦後72年を迎えた昨年の全国戦没者追悼式の参列者のうち、戦没者の妻の参列は6名ということになりました。全国でご遺族の高齢化が進む中、これまで活動されてまいりました全国の遺族会の中には、活動を休止せざるを得ない会もあるとお伺いを致しているところです。

本町の三遺族会に置かれましても高齢化が進み、これまでのような活動が困難になってきており、将来的に 戦没者の妻の登録がなくなった際には、活動休止も含めた判断をせざるを得ないと合意された会もございます。 戦後、長きにわたり活動されてまいりました会が、一定歴史的役目を終えたと自主的に判断されるということ であれば、そのご意向は尊重しなければなりませんが、先人の多くの犠牲と平和の尊さを語り継ぐ重要性は、 変わりません。

従いまして、今後につきまして遺族会の皆さまと、正式な協議の場を持たせていただきたいと考えています。 議長(山﨑正男君)

矢野君。

## 4番(矢野昭三君)

それでは、これからのことにつきまして、その町長のお話に託しまして、次の3番の平和公園、忠魂墓地の 取り組みを問います。

前々からこの平和公園のことも、ここで取り上げさせていただいております。平和公園というのは、ございません。先ほども申しましたように、この戦い。国の命令、地方公共団体のそれに対する、どう言いますか、命令を受けての行動と地域の非道の金をその戦いに送り込んだわけですね。その枢要な役割は、地方公共団体が行ったわけです。これは事実です。

従いまして、今までちょっとずっと見てみますにね、遺族会の名前で建立された忠魂碑とかいうものはございますが、行政そのものが建立したそういう記念碑いうものは見たこともございませんし、その記念碑、平和公園、そういったものをこの際、私は、平和の尊さを後世に伝えていくためにも、行政が主体性を持った平和公園、忠魂墓地の整備をすべきであるというように考えております。

特に、忠魂墓地についてはですね、もう既に昭和30年ごろに設置されたものであってもですね、大部分それぞれのご自宅の墓へ、そちらで会葬されお祭りをされております。しかしこれは、忠魂墓地そのものは行政が造ったというようには考えておりませんので。さまざまな部落の総会資料なんか見てもですね、その建設に至った経過や建設費等については記録が見当たりません。いかに戦争に負けたとはいえ、国のために戦った方のそういう尊い御霊をお祭りする施設としては寂しい限りであると、こう考えます。

そこで、この平和公園、忠魂墓地の取り組みについてですね、質問を致します。どのようにお考えか。

## 議長(山﨑正男君)

町長。

### 町長 (大西勝也君)

それでは、平和公園、忠魂墓地についてのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁と重複致しますけれども、まず各遺族会の皆さんのご意見を賜りながら、今後についての協議をさしていただければと考えています。

その協議の中で、今回ならびにこれまでもご質問をいただいておりますモニュメント、ならびに平和公園、 そして忠魂墓地につきましては、集約も含めた今後の管理、在り方について検討させていただきたいと考えて います。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

# 4番(矢野昭三君)

それではですね、次へ移らさしていただきます。2番、くろしお鉄道駅の便所の改修について。 鉄道の駅便所の改修工事の見通しを問います。

### 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

## 総務課長 (宮川茂俊君)

それでは矢野議員の一般質問の 2、くろしお鉄道駅便所の改修についてのご質問につきまして、通告書に基づきお答えを致します。

土佐くろしお鉄道の駅に設置しているトイレの改修工事の見通しにつきましては、土佐くろしお鉄道が、今年度より平成34年度までの5カ年を計画期間とする、5次造成計画を策定し、土佐くろしお鉄道運営協議会臨時総会におきまして、承認をされ実施をしている状況です。その造成計画を策定するのと同時に、5カ年の設

備投資計画も策定し、同協議会において承認をされております。その中で、駅トイレの改修工事につきましては、平成30年度に土佐佐賀駅、平成31年度に土佐入野駅を実施する計画となっております。

土佐佐賀駅につきましては、土佐くろしお鉄道より改修工事の素案が6月の4日に提出をされており、工事の概要としましては、現在のトイレスペースを拡充し女性専用のトイレの増設を行う計画となっております。

また、トイレの一部を洋式化するとともに、高齢者の方などが利用しやすいように手すりを設置する内容となっております。

今後の見通しとしましては、提出された改修工事の素案を基に、福祉担当部局などにもご意見をいただき、 着手していきたいと考えております。工期は1カ月を見込んでおり、帰省客でにぎわうお盆時期までに改修工 事を完了する見通しとなっております。

また、土佐入野駅につきましては、平成31年度に実施する計画となっており、土佐佐賀駅と同様の工事内容を基本軸とし、土佐入野駅の構造に合わせた内容としたいと考えております。

以上でございます。

## 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

はい、分かりました。着々と進んでおりまして、うれしいことであろう、喜んでおります。 それではですね、続きまして次の3番、介護福祉について質問を致します。

1番目にですね、職員の宣誓の内容を問います。

### 議長(山﨑正男君)

副町長。

## 副町長(松田春喜君)

それでは矢野議員の一般質問の、職員の宣誓の内容につきましてお答えを致します。

職員の宣誓につきましては、日本国憲法を尊重し、かつ擁護すること、および公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を執行することを誓う内容となってございます。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

# 4番 (矢野昭三君)

それではですね、その日本国憲法、そこに手元に持ってると思うんですけど。

ずっとこう、いろいろと町のことについて合併以来見させていただいておるんですが。ここの憲法の中にもいろんなことがございまして、これ11条。そこにありますろ、11条。それから27条、30条。それからですね、地方自治のところ。それから最高法規について答えてください。

## 議長 (山﨑正男君)

副町長。

### 副町長(松田春喜君)

再質問にお答えを致します。手持ちの日本国憲法の内容によってお答えとさせていただきたいと思いますが。 第11条につきましては、基本的人権の内容について書かれているというふうに理解しております。 そして27条については、国民の勤労の義務について書いてあるというふうに認識をしております。 そして 30 条につきましては、国民の納税の義務について書かれているというふうに認識をしております。 以上でございます。

(矢野議員から「答弁漏れ。地方自治と最高法規について、その中身はね、条文言ってくださいよ。11条は ね。答弁漏れだから言いよう。答弁漏れを指摘しよう。何言いようが」との発言あり)

### 議長(山﨑正男君)

答弁漏れがあるようです。

聞こえてなければ、再度質問者、もう一度説明してください。

### 4番(矢野昭三君)

じゃあ、ゆっくり言いましょうか。

そのね、もう1回言いますよ。11条についてはその条文を言ってください。読み上げていただいたら結構な んです。その11条。

それから地方自治ですね。地方自治の、ちょっと長くなるので地方自治93条ですね。93条を。

それから、最高法規という所が第10章にあるんですね。

そこらへんを言っていただいて、ちょっと確認したいんですよ。そこ、簡単にさらりっと読んでいただいたらいいんですよ。

### 議長 (山﨑正男君)

副町長。

## 副町長(松田春喜君)

再質問にお答えを致します。

第11条につきましては、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在および将来の国民に与えられる、というふうに認識をしております。

(矢野議員から「はい、はい、分かりました」との発言あり)

次に、93条につきましては、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。二つ目に、地方公共団体の長、その議会の議員および法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する、とあります。

そして、第10章最高法規の所は97条となってございます。この憲法が、日本国民に保障する基本的人権は 人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え現在および将来 の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである、というふうにあります。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

# 4番(矢野昭三君)

実はこういったことを書いてあることなんですが。この福祉について考えるときに、何かこう、何かおかしいなという部分があってですね、それでこの宣誓ということを言ってもらったんですが。宣誓の中には、そうった憲法のことが規定されておるんだと。基本的人権。

そこで、大方(おおかた)の職員は頑張ってやっておるんですよ。私は分かります。一言話しすればですね、 分かるんですね、よく勉強してるなあと。よく頑張ってるなあいうことが。一言お話しすれば分かるし、目の 輝きを見れば分かります。だけど、これはちょっと、もうちょっと何とかしてもらいたいなあという部分があ ってですね、それでこういったことを質問したわけですが、中身についてはそういったことでございます。

次にですね、カッコ2番のさっきのことを頭に置いていただいて、介護保険制度の目的、運用を問います。

介護保険制度の目的、運用いうても大変幅広うございまして、私もずっと調べてみたけど、これなかなか大変だなあと。それをこなしていく職員も大変だ。しかし、それをこなしていただかないと住民は困る。特に介護保険制度というのは、保険料は、保険料とはいいながら、お金払わないと差し押さえまでされる。そういうものでございまして、ご承知のように。それが平均で、この前の議会でも出ましたけど6千何がし。6,100円ですかね。一番安い方でも3,050円です。一番高い人が、1万370円。こういったことでございまして、大変なんですよね。だから皆さんからお金を頂いて、その義務を果たしていただいて福祉の享受を図るということなんであろうと思うんですが。

その目的を少し簡単に説明していただきたいし、どういう運用をされておるのか、お聞きします。

### 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

# 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは、矢野議員の一般質問の3、介護福祉についてのご質問のカッコ2の介護保険制度の目的、運用について、通告書に基づきお答えを致します。

介護保険制度の目的は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などによる要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練ならびに看護および療養上の管理、その他の医療を要する者などについて、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスに係る給付を行うため、国民の協同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付などに関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とすると規定されております。

運用につきましても、要介護者などの尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険給付や予算執行などを適正に行っています。

以上です。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

# 4番(矢野昭三君)

それでは3番へいきます。

介護保険法では、町は、定期的に介護予防、日常生活支援総合事業の実施状況について、調査、分析および 評価を行うよう努めるとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとすると規定されておりますが、その取り組みを問います。

### 議長(山﨑正男君)

健康福祉課長。

## 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは、矢野議員の一般質問の3、介護福祉についてのご質問のカッコ3の、定期的に介護予防、日常生活支援総合事業の規定による調査、分析および評価について、通告書に基づきお答え致します。

介護保険法の第115条の45におきまして、市町村は、被保険者の要介護状態となることの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化防止および地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省の定める基準に従って、地域支援事業として、介護予防、日常生活支援総合事業

を行うものとすると規定されております。

この介護予防、日常生活支援総合事業は、通所型サービス、訪問型サービス、その他の生活支援サービス、 介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業、これらを指しており、地域支援事業の中で行うものと定められております。

この地域支援事業として行われています各種事業は、介護保険事業計画に位置付けており、1年に1回、黒 潮町高齢者福祉計画、黒潮町介護保険事業計画委員会設置要綱第5条の規定に基づき、黒潮町高齢者福祉計画、 介護保険事業計画委員会におきまして、委員の皆さまに計画の進ちょく状況についてご報告し、質疑、審議、 評価等のご意見をいただき、計画の推進を図っております。

以上です。

## 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

## 4番(矢野昭三君)

それではですね、その評価ですね、評価。具体的にどのような評価をされて、それをどのように政策反映し、 評価をどのように公表されておるのか、問います。

### 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

### 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

まず評価ですが、介護保険については、3年に1度となりますが、介護保険事業計画を策定しております。 黒潮町介護保険事業計画委員による委員会を年3回開催し、委員の皆さまに、3年間の介護保険制度の円滑な 運営、実施を審議していただくとともに、高齢者福祉サービスおよび介護給付等対象サービスの状況について の点検、評価をしていただいております。また、事業計画の策定でない年度は、年1回の委員会を開催し、委 員会により点検、評価をいただいております。

次に、公表につきまして、評価結果につきましては、介護保険につきまして、先ほども申しましたが3年に1回計画を策定しており、事業計画を町のホームページに掲載するとともに、各介護保険事業所などにお配りすることで公表と考えております。

以上です。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

#### 4番(矢野昭三君)

このね、地域包括支援センター運営協議会設置要綱でも、評価するものとするとなっておるんですが。その 後、どうするということがなかなか見当たらないもので。

インターネットはですね、ご承知のように使う人が限られておるんです。私も開けて見ました。それがですね、これは評価という字がどこにも出てきてないんですよね。黒潮町地域包括支援センターの事業内容。これを見ましたら、始まりの方で、町の広報は滞在職員4人となっておるんですが、このネット情報によると5人となっておりましてね、これはどっちが正しいかなあという思いで見ておるんですが。

それから、地域包括支援センターの運営状況とあるんですが。これ運営状況でございまして、私ら素人が見るには、評価という字が出てこないんですね。これは。そこらあたりがちょっとよく分からないんですね。

ここのね、地域包括支援センターの設置運営についてというもの、これは厚生労働省の計画課長ほかの出し

た、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の技術的助言に該当するものであるというこの文章があるんですが、この中にも評価のことが出ております。ただ、それから地域支援事業の実施についてという通達がございますね。これも厚労省の通達の中で、この評価という所が出てきますね。その通達の中身。73 ページからあるんですが。これ、どんな評価しておるんですか。

これは実施要綱というのは、これは補助金あるいは交付金絡みの問題でございますので、これにあるんだけ ど、これにはあるんだけれども、黒潮町としてはやってないのか、やっているのか。事業ですよ、まず事業。 やってない事業があるかないかもちょっと私たちには分からないし。やっているとしたら、その評価、どんな ふうにやってるんですか。

# 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

## 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

先ほどの答弁と重なりますが、どのようにやっているかと、評価を、ということですが。介護保険計画を策定するに一応3年に1度になりますが、介護保険の事業をずっと点検、評価していただいて、委員の皆さんに。いうことで策定をしておりますので、それが評価になると考えております。

以上です。

失礼しました。どのような事業があるかという答弁が抜けておりましたが。

黒潮町の介護予防、日常生活支援総合事業では、訪問介護型サービス、通所型サービスや、町が独自で行う 生活支援特化サービス、それから通所型短期集中運動機能向上サービスなど。それから、一般介護予防事業と して地域で行われております、地区サロンや黒潮元気体操、口腔ケアの勉強会、にこにこウォーキングなどが ございます。

以上です。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

## 4番(矢野昭三君)

普通、納税者側から見たときですね、その評価というのは行政が一方的にものを作って、これで良かった、 良かったでは、なかなか分かりにくいとこがございますね。

例えば道路なんかでしたら、延長何メートル、幅が何メートル。そういうものであれば非常に分かりやすい わけです。それは書類に作っても分かりやすいし、絵に描いても描きやすい。住民、納税者がそれを見ても分 かりやすい状態にございますが。その評価というものの何をその基にして評価しておるのか。普通、評価評価 いうたら第三者機関に委ねてやるのが評価じゃないかな。評価のその基準ですわね。

また、例えば足が弱くって車いすの方がその介護保険のお世話になることによって立って歩けるようなことになったというような、そういったものがあって、それを評価。例えば、10点なら10点というような形で言うと分かりやすいんですが、具体的にですね、そのここの評価言われましてもなかなか分かりにくいんじゃが、どういう基準いいますかね。

もう一度言ってください。

## 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは再質問にお答え致します。

先ほど、議員がおっしゃるとおり基準ということで、点数とかいうのは行っておりません。

ただ、先ほども申しましたが、介護保険事業計画委員会でですね、その委員の皆さまが1号被保険者の方とか、2号被保険者の方とか、施設の方とか、それから元学識経験者とかですね、そういう方に委員になっていただいておりますので、その方に介護保険事業の運営というか、いうところを評価していただいておりますので、先ほども言いましたが、点数何点とかいうことにはなっておりません。

以上です。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

私たちが一応、どれだけ頑張って働いてくれておるかということを見るにはですね、ここの、例えば包括支援センター運営協議会設置要綱とか設置規則と。またですね、包括支援センターの職員とか、運営に関する基準を定める条例とか、センターの実施要綱とかいったもので見ながら、予算とか、あるいは法令等を見ておるわけでございまして。

今の言われた、何かすぐに名前を忘れますけんど、そういった方々に評価していただきゆうという部分については、もう一度ですね、このどういう規則か、要綱なのか、条例か。

ちょっとそのへんを分かるようにお願いできますか。

## 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

### 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは再質問にお答え致します。

先ほど再質問で包括支援センターの設置規則の5条に基づき、センターの公正、中立性を確保というふうに、 円滑に適正な運営を図るとしております。

以上です。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

## 4番(矢野昭三君)

これ一応複雑なもんで、私も分かってるんです。複雑で、介護保険法制度は。

過日もですね、担当の方にちょっと片仮名が多いもんでいろいろと質問しておったわけですが、頑張ってくださいというエールを送ったわけです。声援を。見よってくださいというお話をいただきまして。本当はね、そういう声が、住民にしたらありがたいし、うれしいわけです。少々のところは、文言が整合性がおかしいなと思うところがあってもですね、やり切りますよと、お任せください。そういう言葉をいただくとありがたいし、うれしいわけです。多少のことは後で、そこをすり消して直せばいいことですので。そんなふうにしたらね、黒潮町の介護保険法によるところの事業いうのは格段に良くなりますよ。

これだけごじゃごじゃごじゃごじゃした制度でございますので、課長も大変ですわ。係りも大変。だけど、細かいことは置いちょって、やり切りますよと。福祉は任せてくださいということをいただければ、ほんとはええがです。ただ、あんまりにも複雑なもんで、ついつい私もちょっと変化球を送ってみたんですよ。住民もいろいろ分かりにくい。だからこれもう少し、かみ砕いたところのお話がいただいたらええかな。そんなふうに考えるわけです。

これに限らずほかの計画も、私、県内あちこちの自治体の介護保険とか福祉計画、障害者計画なんか取り寄せて見ているんですけど、わが町のやつはなかなか立派ですよ。課長、課長の指導がええがよ。立派ですよ。それはね恥ずかしないです。見て。私もやっぱり違うなあ。だけどそれを実行していくには、介護保険なんか特に介護を必要とする方というのは、体力、気力、全体的に弱っておりますのでね、そういう方が安心して暮らせる。そういうような運営をしていただきたいわけです。

だからその評価という部分を、何をもって評価とするのかいうのがよく分からないので、これからは納税者が分かりやすい、判断しやすい評価いうものをしていただきたいと思うんです。

そういう方向で取り組んでもらいたいがですがね。どうでしょうかね、この評価ということについて。

### 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

# 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは再質問にお答え致します。

なかなか分かりやすい評価というのがですね、介護保険の制度で数字に表れるものとしては、級区とかです ね、そういうとこにはなるがですが、級区だけが評価ではないと考えておりますので、なかなかこの部分とか いう評価の基準が今ちょっと見当たらないとかいうように、ちょっと考えておりますので、ちょっと検討いう か。なかなか福祉部門で、数字的にはなかなか表せない部分があると考えております。

以上です。

## 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

ちょっとじゃあ時間もありませんので前へいきますが。

その4番の、介護職員が不足していると聞きます。理由と対策を問います。

# 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

## 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは矢野議員の一般質問の3、介護福祉についてのご質問のカッコ4、介護職員不足の理由と対策について、通告書に基づきお答え致します。

矢野議員のご質問のとおり、介護職員不足につきましては認識しているところでございます。介護職員不足は全国的な課題となっており、本町につきましても、各事業所とも介護職員の募集はすれども応募がない状況が続き、常時募集中という状態も見受けられます。

理由と致しましては、公益社団法人介護労働安定センターの調査によりますと、労働条件等の不満の理由と して、仕事の割に賃金が低い、身体的、精神的に仕事がきつい、社会的評価が低い、休みが取りにくいなどと なっており、全国的に介護職員の募集を行っても応募が少なく、人材不足の理由となっていると考えられます。

本町につきましても、同様の理由により介護職員不足が生じているものと思われます。介護職員の確保のため、これまで国はさまざまな施策を講じてまいりました。平成30年度の制度改正におきましては、さらに取り組みの強化を図り、介護職員の処遇改善や介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付の制度、いったん仕事を離れた介護人材への再就職準備貸付の制度、離職防止、定着促進、生産性の向上を目的とした介護ロボットICTの活用促進、福祉分野への就職を目指す学生およびその保護者への介護の仕事に関する理解促進を図る対策や外国人留学生等の受け入れなど、さまざまな対策を講じていることとなりました。

また、介護報酬を 0.54 パーセントプラス改定したこと、併せて、10 年以上継続勤務の介護福祉士に対して、 月額 8 万円の処遇改善がなされています。

国は、介護人材の裾野を広げ、介護未経験者の参入を促進するとともに、介護福祉士を目指す学生を増やしていくことが喫緊の課題ととらえており、中高年齢者等の参入促進や学生等若年世代の参入促進、外国からの留学生の受け入れなどを計画しています。

町と致しましては、国、県の行う事業に基づき、町としてできることを検討しながら介護人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

## 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

その介護保険法の分はですね、町営なんですね。介護保険法によるところのこの介護保険事業は町営ですわね、法で規定されてますわね、町が行うと。だから国、県いう前に、基本的な考え方いうのは黒潮町が企画、立案、実行をどうするのか、それが必要なんですよ。だって住民はですね、みんな介護保険料を払っているんですよ。しかも、大体天引き状態ですわね。ほとんどの人が年金から引かれる。生活保護の人からも頂いておる。大変苦しい中にあっても、みんな頑張って払っているんですね。

これはね、先ほど憲法で言いました納税の義務。義務を果たしようがですよ。介護保険料は税とは言ってないですけどね、一緒なんです。払わらったら差し押さえしますから。みんな義務を果たしよう。そこで出てくるのが福祉の享受。これも憲法ですわね。福祉の享受してもらうことを期待して税を払うんじゃないですかね。それがないまま、ただ単に義務じゃ義務じゃいうて税ばっかり取られて。いや、介護してくれる人が足りんからどもならんとかいうようなことは困るんですね。

だから、国、県の動向とかいう前に、黒潮町としてどうなんだということが必要なんですよ。主体性が。それで、ここまでやったらできる、ここまでやったらできないいうことをきちっと整理して。そりゃお金が要ることについては、その旨国へ行かないと、今のこの仕組みの中では、この町にはお金がない。お金がないいうて、やらんがはいけませんよ。なかったらお金を稼いでもらわないかん。それが住民の負託に応えることや。そのへんどうですか、決意は。

# 議長 (山﨑正男君)

町長。

# 町長 (大西勝也君)

再質問に答弁させていただきます。

おっしゃられるとおり、なかなか介護保険料をお納めいただいておりながら、必要とされるサービスがすべて展開できているわけではないというのは、この当年のうちに限ったわけではございませんけれども、ご指摘いただいておりますように介護人材の不足等々によって、そういった現状があるのは間違いのないところです。ただし、専門的な、例えば介護全体を包括的にとらえたときに、専門的な介助が必要であるところの人材というのは少し不足をしておりまして、ご不便、ご不都合を掛けしているケースあることを承知しておりますけれども。そこに至るまでの前段の経過、措置、こちらにつきましての地域福祉施策というのは、かなりここ数年で充実をしてきたことと思います。

決意をということですけれども、これから自分たちが突入していくこの時代背景、これをまず共通認識を持たなければならないと思います。

先般ですね、高齢者数がピークを迎える 2040 年に向けて、地方自治体は一体どういった戦略構想を持たなければならないのか、これの第一次報告が出ました。このおふれを見ますと、一番ショッキングなのは、やはりこの介護部門ももちろん特記されているんですけれども、介護ニーズと、それからそのニーズを満たすための介護人材の供給。このいわゆる需給ギャップというのが 37 万 7,000 人出ます。これはほとんどは大都市部でございまして、この都市圏がほんとに今の現行制度の中で、その需給ギャップを埋めようとして、潤沢な財源を使い、インセンティブを打ったらどういうことになるのか。それは、これまでの高度経済成長期をはじめ、いろいろな時代の中で起こってきた人口移動がもう一度起こるということです。

これまでの第4回までの人口移動と性格が違うのは、これからは東京にさらに介護を目的として、地方の若者ぐっと吸収されるんですけど、吸収されながらも東京自体が多いということになります。

現状を申し上げますと、現行の地方の医療、あるいは保険、あるいは介護福祉制度、これらの財源というのは、ほぼ大都市圏に賄っていただいている。頂いているという言い方は適切ではないかも分かりませんけれども、お金の出入りを言うとそういうことになっています。ただし、その能力がもう既に都市圏に失われつつあり、今後ますます厳しさを増すということです。つまり、これまで東京一極集中で保たれてきた、国力、そして東京が持つ潤沢な財源力によってカバーされてきた地方の医療、福祉、介護。こういったものを、一体じゃあ今後どうやって継続していくのか。これが最大のテーマです。

従いまして、黒潮町はもう既に準備をスタートしておりまして、これが23年度にスタート致しました、あったかふれあいセンターを核とする黒潮町の新たなる福祉の基本構想。これを消化したものが、今回福祉計画でまとめさしていただきました、黒潮町版の地域包括ケアシステムの構築です。つまり、もう町ぐるみで、どんと構える用意を、今から準備をしていっていないと、現行制度に縛られたサービスというのは、いずれ限界がきます。そのときになって、行政のサービス提供能力が、これ1期目からずっと言い続けていることですけれども、行政のサービス提供能力が低下したから住民の皆さんが不幸せになりました、というような町をつくっては絶対いけません。つまり、ある一定行政のサービス提供能力は低下するかも分からないけれども、それと住民の皆さんが、イコール不幸になる町ではないんだよ。つまり、自分たちで自活できる町。こういう町をつくり上げていかなければ、これから黒潮町の継続性はないと考えています。

従いまして、その核となるのが本当に、福祉計画でまとめさせていただきました黒潮町版地域包括ケアシステム。この構築に黒潮町の地域福祉、あるいは、その上に乗った制度福祉の将来が懸かっていると言っても過言ではないと考えています。

その構築につきましては、もう協力団体がたくさんおりまして、これまで順次開設してまいりましたあった かふれあいセンターの職員でありますとか、あるいは、現在町内でさまざまな介護保険事業のサービスを提供 いただいております民間事業所がつくっていただいた連絡協議会。こういった所と密接に協議をさせていただ きながら、より良いサービスを提供できる黒潮町版の地域包括ケアシステムを構築していく。これが福祉の最 大の方向性でございます。

## 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

## 4番(矢野昭三君)

それで、お話はある程度、早口なもんでなかなかね、これが年がいきましたらね、すっと入りませんね。入りにくいんですね。まあ、後でゆっくり聞かせてもらいますけど。

それでね町長、国は在宅で医療介護の方向に大部分を切り替えていかないと財政が持たないということが考えられておりますわね。そこで結局、介護職員いいますか、介護者を増やさないとできないんですよ。今の構

想そのものが成り立たない。理論的に。この地域で生活ができんまま横になっていくと、結局施設へ行くと。 施設の方で、またお金が掛かる。それの繰り返しになりますので。

そこらあたりは町長、考えてくれちゅうとは思うんですけど、そのへんはどのようなことでしょうかね。お 考えは。

### 議長(山﨑正男君)

町長。

### 町長 (大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

ご指摘いただいているとおりでございまして、例えば国は、医療機関の退院された方の行き先をどうしましょうか。そういったことは関係機関と密接に連携を取りながら、その個人にとってのベストな選択ができる。 そういった形を目指しなさいと、こういうことになっています。

ただし、それはですね、施設にそのまま入所されるということは別として、住み慣れた地域に、例えばご自宅にお帰りになるといったときには、今ご質問いただいたようにそれなりのサービスの資源がないと、実質的にお帰りいただけないと、こういったケースが出てまいります。

従いまして、今回総じてご質問いただいているとおりと思うんですけれども、例えば通所、あるいは在宅の介護人材の確保というのは喫緊の課題となっております。ただし、これ、先ほども少し触れましたが、全国的なテーマになっておりまして、なかなか人材の取り合いといいますか、そういったこと。競争になっています。その中でしっかりと確保していくためには、賃金体系も含めた職場関係の整備も必要でしょうけれども、やはり一つはしっかりとしたお仕事として、自分たち外部がしっかりとした評価をさせていただく。それから、いろんな悩みをお抱えになって毎日職務に従事されている。この介護人材だけではないんですけれども、特に、とりわけそういった思いを強く持たれている職員の方おられるとするならば、その方たちへのフォローも、これまでよりも一歩踏み込んだ形で行政が関与する。これも必要な姿勢だと思っています。

そういったことを包括的にやらなければならないんですけれども、そうは言いながらも、当面、明日の介護 人材、今年の介護人材の確保をしていかなければならない。そのための手をどう打つのかというのは、もう既 に協議がスタートしておりまして、もしかすると今年度中の補正、あるいは遅くとも来年度の当初予算で、政 策的な予算を計上させていただきたいと思っています。

## 議長(山﨑正男君)

矢野君。

# 4番(矢野昭三君)

分かりました。

それでは次へいきます。

5番ですね。平成30年3月議会後に、事業所との協議は整ったか問います。

### 議長(山﨑正男君)

健康福祉課長。

## 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは、矢野議員の一般質問の3、介護福祉についてのご質問のカッコ5の、事業所との協議は整ったかについて、通告書に基づきお答え致します。

先の3月議会で、議員より介護人の確保についてのご質問に対し、ヘルパーの不足に陥らないように介護保 険事業に関する課題等を黒潮町介護サービス事業者等連絡協議会で議題として提案し、ケアマネージャーも含 め各事業所間で情報共有を図り、体制整備に向け協議を始めたいと思いますと答弁を行っております。

4 月に黒潮町介護サービス事業者等連絡協議会やケアマネ会で、ヘルパーの訪問介護サービスについて状況を確認したところ、議員のご指摘のとおり、ヘルパーの人材不足の状況ではあるが、介護サービス利用のためのケアプラン、介護サービス計画書の作成に当たり苦慮しながら、町内事業所をはじめ近隣市町の事業所のご協力もいただき、現在は対応をしている状況のようです。

町と致しましては、介護サービス事業所の協力をいただきながらヘルパーの現状把握調査を行い、ヘルパーの人材不足にならないように対策を検討してまいります。住民の皆さまに、適正な介護サービスの提供ができるよう努めてまいります。

以上です。

## 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

課長、今検討する言われましたね。介護職員不足にならないように、検討する言いましたね。 それは具体的にはどういうことなんですか。検討するとは。

### 議長(山﨑正男君)

健康福祉課長。

### 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは再質問にお答え致します。

今後、ヘルパーの高齢化により人材不足が懸念されているところです。

検討しているのはですね、今はヘルパーの養成講座の開講などができないかということで、検討をしております。

以上です。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

## 4番(矢野昭三君)

ちょっと時間ないんですけど、先に。

そのね、待遇改善が必要と思うんですよ。待遇改善が。介護職員が不足するというのは、私なりに考えると 待遇の問題があるんだなと。1番は。

そのへんについては、どういう検討をする予定ですか。

### 議長(山﨑正男君)

健康福祉課長。

## 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは再質問にお答え致します。

待遇改善ということですが、介護保険事業はですね、介護保険法に基づいて介護報酬とかが決定しておりますので、長期で持ち出しということになれば、また介護保険料のアップにもつながると思いますので、介護職員の待遇改正についてはまだちょっと検討もして、どのようにできるものかということで、検討をしていきたいと考えます。

以上です。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

次へいきます。時間がない。

それではね、6番の地域包括センターを問うです。

これ、頑張ってやっていただいておるとは思うんですけど、やはり包括で助けていただく、お世話するという方というのは、普通に考えて高齢者、体が不自由な、体力も弱ってきておる。気力も弱ってきておる。そういった方が一般的な方かなということ想像するわけですが。昔、若いときに隆々と頑張って仕事もいくらでもできるような状態の方が、加齢とともにやっぱり体力、気力が落ちたときにですね、その二十歳のころを思い出してですね、力が強いときのことを。こんなはずやなかったというようなことを思われる方が多いじゃないかなと思うんですが。そういう方と接するときにですよ、寄り添うということが必要やと思うんですよ。

この前頂いた資料見よったらね、信頼をいただくということも書いておりました。信頼をいただくことが大事ですよ。信なくば成り立たずいうて、何かいうてましたね。けど、信頼を得るためにどうするんです。これはやっぱり寄り添う必要があるんだなあ。禅問答みたいなってきましたけど。

そういうことに、私はね、そういった若いときのことをやっぱり昔懐かしんで、今ちょっと寂しい状態になってきたときに、そういう方たちにお世話をさしていただく場合には、主権者なんですよ。住民だから主権者。 それはやはり寄り添うような姿勢、敬愛する姿勢、心構えが包括の職員には要ると思うんですが。

そのへんの研修とか、訓練とかいうものはどういうふうにされておりますか。

## 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

(矢野議員から「包括ですよ、包括です」の発言あり)

# 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは矢野議員の一般質問の3、介護福祉についてのご質問のカッコ6の地域包括支援センターについて、 通告書に基づきお答え致します。

介護保険法第 115 条の 46 第 2 号の規定に基づき、町民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、黒潮町地域包括支援センターを平成 19 年 4 月より設置しております。

地域包括支援センターの業務と致しましては、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利 擁護事業、包括的、継続的ケアマネジメント支援事業、指定介護予防支援事業などとなっております。

また、職員の配置につきましては、法令に定められておりますとおり、主任ケアマネジャー、社会福祉士、 保健師を配置し、高齢者や認知症の皆さまを支える拠点として、寄り添いながら業務を遂行しています。 以上です。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

## 4番 (矢野昭三君)

若い職員が行かれるんですからね、先に自分の担当のことをしゃべるんじゃなく、訪問したときは、先輩の、 ご高齢者のお話を十分聞かさしていただいて、ところでおまん、今日何しに来たやというときに、じゃあ包括 の者ですが、という話を切り出すようにしていただいたら、より一層ですね、評価高くなりますよ。これは。 初め言ってそのまま、人間関係ができる前に、そのまま用件だけ言いますとね、それはなかなか大先輩でございます。ずっと長い間税金も払ってきておりますよ。たくさんの税金。これ複利計算して、なんぼになるやら 分からん。そういう方が、体力気力が弱ったときにやはり寄り添う。先ほど言われた。そういうことが必要であろう。そうすると、もっと、もっと黒潮町の福祉行政というものの評価が高くなると。こんなふうに考えておりますのでね、そこのところはひとつ頑張ってやってください。若さにはち切れた状態で、言いたいことを先に言いますと、何を言いようがやと。これ、なかなか耳も遠くなっておりますので、聞きにくい状態でございますので、そこはやはり親切丁寧に、相談を進めていくようにしていただきたい。これはよろしいですかね。

じゃあ次へいきましてね。ここへ7番ですね。在宅介護相談、計画協議などのときに、介護職員はいっぱい、いっぱいと。これ以上できないとの言葉を、住民、弱者に対して発言していると聞きます。これは住民に責任はないんですね。これをなぜ言うのか、よく分からないんですがね。これは普通、庶務規定見てもですね、復命せないかんことになっちょう。それ大事なことなんですよね。

そのへんの部下からどのような復命、報告があるか問います。

### 議長 (山﨑正男君)

健康福祉課長。

# 健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは矢野議員の一般質問の3、介護福祉についてのご質問のカッコ7の在宅介護相談、計画協議などのときに住民、弱者に対しての発言について、通告書に基づきお答え致します。

議員のこのご質問は、住民の方からの声があってのご質問と思います。介護保険サービスとしては、介護保険事業計画にのっとり適正に提供がされているところですが、介護の現場からは、人手不足の声も聞かれております。また、利用者の希望が重なる時間帯などについては、希望どおりの時間に提供できないケースもあると思われます。

個別のケースの内容につきましては、個人が特定されてはいけませんのでこの場での答弁は差し控えさせていただきますが、一般論で言えば、人員不足や時間帯等のタイミングが重なり、結果としてサービスが提供できない状況があれば、ほかのサービスで補いながら、本来必要なサービス提供につなげていくことが必要になると考えます。

これらのことにより、今回のご質問のケースでは、介護サービス計画書の作成時の利用者およびご家族との計画協議時に行った説明が、十分に理解いただけなかったことが原因と思われます。

今後、このようなケースがあったことを反省し、介護事業所と連携を図りながら、このようなことが起こらないように丁寧な説明を行い、利用者の方にご理解いただけるように努めてまいります。

そのようなわけで、介護職員のスキルアップ研修なども行っております。部下からの復命、報告につきましては、随時、問題や課題が発生した場合に相談を受けるなど、可能な限り対応を行っております。

以上です。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

## 4番 (矢野昭三君)

介護職員については、隣町にも聞きましたら、隣町も去年事業所が一つなくなった。とても人のくへ行ける 状態ではないというのが隣町のお話でした。

隣の市はどうかとなっていきますが、そこまではようまだお聞きしてないですが。そういう状況にあるようでございます。介護職員のことについては。

そこあたりをですね、やっぱり丁寧に説明していただくように。十分話が伝わらんから、年がいたら短気じゃ何じゃいうけど、それはそうじゃない。こちらの言ってることが、よく耳に聞こえないし、その回転がちょ

っと緩くなっておるもので、そのへんの体の特異な変化、体が変化しておりますので、二十歳の職員らと同じように判断していくいうことが、なかなか苦手な状態になってきております。それを十分踏まえた上で、優しく対応していただきたい。こんなふうに思うわけです。

大方 (おおかた) の職員は頑張ってやっております。私も知っております。去年も9月議会でも、この場で発言しました。よくやっておるんです。中にそういうことが間々あると、困る。やはり一生懸命、皆やりようわけですので、それに歩調を合わせてできるように。佐川町でも職員をよう褒めた高新の記事がございましたが。うちにもあった●。そのとき、黒潮町にもありますよと。よくやってますよと。私の知らないとこでもいっぱいやっていると思うんですけれど。そういう部分はみんなが笑うてこの仕事に、福祉行政に取り組んでいけるように頑張ってもらいたいと。きらりっと光る職員はね、いっぱいおりますよ。

それではですね、次の防災についてですけど。

1番のですね、身体障がい者など、弱者が避難したときの態勢、設備が十分か問います。

## 議長 (山﨑正男君)

副町長。

## 副町長(松田春喜君)

それでは、矢野議員の一般質問の、支援の必要な方の避難所の体制や設備などにつきましてお答えを致します。

大規模な地震、風水害等の災害によりまして、障害のある方など避難に支援の必要な方、要配慮者への対策につきましては、議員もご承知のとおり、黒潮町地域防災計画に要配慮者の安全を確保するため、町民自主防災組織、民生委員、児童委員、関係団体等の協力を得ながら、平時から避難行動要支援者に対する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、連携して個別計画の策定など、避難支援体制を整備することを推進しております。

また、在宅の要配慮者および避難行動要支援者への支援として、避難行動要支援者名簿の作成など、6 つの支援行動を掲げてございます。

また、ある避難所での運営マニュアルを見てみますと、要配慮者スペースを確保致しまして、ホームヘルパーの呼び掛けなども行い、共助でできる範囲の支援や介護を行うとしてございます。

自宅で生活している環境をそのまま避難所に置き換えることは難しいと考えておりますが、29年度につきましては避難所の整備に工事と備品など100万づつ、約200万円の整備をしたところでございます。

町としましては、それぞれの地区でその地域に合った要配慮者への支援を、自助、共助の視点によりまして、 現在行っております地区防災計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

## 4番(矢野昭三君)

避難したところで設備というのは、例えばベッドなんかでしたらね、家にあるベッドはそれ用に、その方用 に合うもの、ベッドがあるわけですが、避難所へ避難したときにはそのベッドがないんですね。

そのへんの問題を、質問しておるわけですが、どうです。

## 議長 (山﨑正男君)

副町長。

## 副町長 (松田春喜君)

再質問にお答えを致します。

一時避難所ではなかなか、その同じベッドを構えるのは難しいというふうに考えてございます。

すぐにとはいかない場合もあるかと思いますが、福祉避難所への移行をですね、第一に考えたいというふう に思います。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

## 4番(矢野昭三君)

それでは2番ですね。

町内の浸水対策および佐賀漁港の排水施設の計画を問います。

### 議長(山﨑正男君)

建設課長。

## 建設課長(森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の4番、防災についてのカッコ2、町内の浸水対策および佐賀漁港の排水施設の計画についてのご質問にお答えを致します。

浸水の要因と致しましては、短時間で大雨が降ったときに、雨水を河川などに排水できなくなることによって起こる、住宅や道路などへの浸水となります内水はんらんと、大雨によって河川の水が増え続けると、やがて堤防を越えてあふれたり、堤防が決壊をして家を押し流すなど、大きな被害をもたらす外水はんらんに分かれます。

内水はんらんへの対策としましては、地域整備事業等にて浸水地域の排水路の改修を実施しておりまして、 佐賀地区におきましては、現在、漁業集落環境整備事業にて排水ポンプ施設の計画について、高知県と協議を しているところでございます。

外水はんらんへの対策としましては、主に県管理河川からの発生が懸念されるため、人命と財産を水害から 守るためにも、堤防の高さの検証や堆積土砂の取り除き等、河川の適切な維持管理に努めていただきますよう、 高知県幡多土木事務所に強く要望をしてまいります。

また、佐賀漁港の排水施設の計画につきましては、排水溝に水門と排水ポンプの設置を検討しておりますが、 佐賀漁港内のスペースの問題や、多額の経費が生じることから、補助事業の導入も併せ十分な検討が必要となり、現段階では排水施設の計画ができていない状況でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

# 4番(矢野昭三君)

その県と協議をしておるということですが、そらいつごろをめどに協議をしておるんですか。

多額の経費言われてましても分からないですが。多額の経費というのは、一体幾らを多額と言われておりますか。

## 議長 (山﨑正男君)

建設課長。

## 建設課長(森田貞男君)

それでは矢野議員のご質問にお答えを致します。

現在、協議をしております30年度中でございますけど、予算的には31年度に要求をしまして、測量試験の

方を要求しまして、工事の方につきましては、平成31年度以降を計画をしております。

多額と言いましたけど、現在、事業費的には1億3,700万程度の予定額となっております。 以上でございます。

### 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

# 4番(矢野昭三君)

やはり住民は、一生懸命働いて、大変たくさんの税金を払った残りで生活をしてるんです。その残ったお金の中で、電気製品やら家やらいろんなもん買って、子どもがおれば学校へ行く。その費用に充てるわけですので。そりゃもう、一瞬にして家財道具がごみになるわけです。浸かればね、浸かれば。だから、一日も早くそういう不安がなくしていただきたい。そういうことを思って質問をしておるわけでございますのでね、ひとつ担当課長、町長を筆頭にですね、改善していただくように取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから3番ですね。

町内各河川に対し支流が直角ですね、流れ込んでいるため河川水位が上がりやすく、住民は被害発生を恐れ 不安な生活をしている。

対策を問います。

### 議長(山﨑正男君)

建設課長。

#### 建設課長(森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の4番、防災についてのカッコ3、河川水害への対策についての ご質問にお答え致します。

町内には、県管理河川および町管理河川が数多くありまして、主に県河川が本流となり、町河川が支流となって流入している状況でございます。合流点は、議員ご質問のとおりほぼ直角であり、本流の水量が多いときには、支流からの水の流れを阻害し、河川水位が上昇しているものと考えます。

また、合流点には堆積(たいせき)土砂も多くあり、併せて阻害の要因にもなっている状況でございます。 対策としましては、合流点の河川改修により流入角度の変更が考えられますが、事業に多額の費用が必要と なりますので、当面は、堆積(たいせき)土砂により低下しています河川の流下能力を回復するため、高知県 幡多土木事務所に堆積(たいせき)土砂の取り除きについて強く要望を行い、人命と財産を水害から守り、町 民の皆さんの安全、安心を確保するよう取り組んでまいります。

## 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

それね、土砂の堆積(たいせき)した分を取り除いていただくというのは、それはそれでありがたいことなんですが、それは応急的な対処の方法でございまして、基本的にはですね、河川改修をしないと回復しないと思うんですよ。

それで、河川改修の計画などに取り組む考えはございませんか。

## 議長 (山﨑正男君)

建設課長。

## 建設課長(森田貞男君)

それでは矢野議員の再質問にお答えを致します。

河川改修につきましては、当然県の方にですね、要望してまいります。

先ほども言いましたように、例えば佐賀地域を考えたときに、本流、伊与喜川がございまして、それの支流、主に大体県河川になるわけですけど、6 つぐらいの支流が入っていると思います。その中で、どうしても河川のすぐ近くに住家がある所も若干あります。そういう所の状況を、過去の例、また現在の雨の状況等踏まえて、かなり水位が上がっているという状況等が多々ありますので、そういう所をまた土木の方にも現地説明も踏まえて要望をして、どうしてもその堆積(たいせき)土砂の取り除きだけで解決できないと。どうしても浸水の可能性が高くなっているというような場合は、当然、河川改修について強く町から要望してまいります。

### 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

### 4番(矢野昭三君)

それではですね、水産振興について質問致します。

イワシ活餌が全国的に不足し、県外の漁船が佐賀の活餌を求めて入港しています。このたび、運営に新しく 企業が取り組んでくださると聞き及んでおります。

イワシ活餌事業による経済、印象、観光などの効果をどのように評価しているか。また、町として企業誘致 の対応を問います。

現在、特定の方いいますか、特殊な力を持った方が、なかなか頑張って切り盛りしていただいておる。そういう現実がございます。その方は、愛媛県愛南ですか、そちらでもともと事業を展開されていたようなんですが、確か行政からもお願いしたということを聞き及んでおります。佐賀〜帰って、そのイワシ活餌事業をやってもらいたいということで。

ただ、それは私もお話を聞かしていただくと、結局、過去のその方の取り引き、県外へ行ってさばいてイワシを購入し、カツオ漁をしてきたという、そういう人的なつながりの中からですね、その餌を、買い増しという言い方されておりましたが、それを佐賀の方へ引っ張ってきて始められたと。

それはですね、誰かが行ってすぐできるものでもない。やはり人間と人間のつながりの中でやってきたいうことが大変大きいわけでございます。ところが、そのいろいろと頑張ってやっていただいてはおりますが、1年やると1歳年取ります。5年やれば5歳年がいきます。すると、やはり足腰や不具合な所が出てきますねやはり。ものすごくその方に寄り掛かっておりますので、大変ご苦労されておるわけでございます。こんにちまでカツオの漁ができたのも、その方のご尽力によるところが大きいというように私は考えております。

そこでですね、最近になって後継者の問題も出てきました。これは、それは先からやられておる方には、も う作業を控えて、後方から指揮命令をされたらいかがですかというようなことも、私なりには言わさしていた だいたこともございますが、なかなかそうもいかないというようなことがあってですね、今も現在、なお頑張っていただいておるわけです。しかし、これもいつまでもというわけにはいきません。

最近、その方のご尽力により、また新しく企業が来ていただけるというお話を伺いました。そこ、どこもここも、国内的にどうもイワシが取れない状態があってですね、長崎の方でイワシを購入してこちらへ回してくるというようなお考えのようです。

だから、そういうようなことがある中でやってきておるんですが、高知県、カツオの県とはいいながら、丘に上がったカツオについて、ああするこうするいうお話はいろいろ聞きます。しかし、漁業というのは、私は水の中にあるものを取るのが漁業であって、市場へ上がれば商い行為であるというように私は考えよるわけですが。水の中にあるもんを、まず獲得できる手段、そのためにもですね、新しい企業を誘致する。そういう考

え方に立つ必要があるわけです。結局、佐賀といえばカツオといわれるように、そういうイメージなんかもあるわけでございます。水揚げしたことによる経済効果もあるし、イメージの効果。それらを観光客もよくおいでていただいておりますが、やはりそういったものが相乗効果としてそこにあるわけでございますので、これは一層力を入れてやっていただきたいなあと。

過日のこの庁舎の落成式のときも、この中土佐町の町長さん、最後まで会場においでていただいたと思って るんですよ。それは、佐賀のイワシが久礼の船に積まれて、それで漁をし、水揚げしておると。その大部分は 今、中土佐の方に揚がってるように、久礼の方に揚がってるようなお話も聞くんですが。

隣町だけにあらず、三重県の方からも来ていただいたということもありますので、ここは黒潮町だけじゃな しに、黒潮町が声を挙げて、餌や、それから漁業者、それから商いされる方、それから漁協。そういったもの と一緒に盛り上げていくような会議をひとつ起こしていただきたいなと、そういうふうにも思うわけです。先 進県ではそういったことはもう既にやられておるようでございまして、水産は水産というような形でも、なか なか昨今、この状況を見たときにですね、大変なことであるということでございますので。

1回目、ここの質問についてお答えいただきたいと思います。

### 議長(山﨑正男君)

海洋森林課長。

# 海洋森林課長 (今西文明君)

それでは通告によりまして、5、水産振興についてのカッコ 1、イワシ活餌事業の取り組みに関する質問にお答え致します。

現在、町や高知県漁協、漁業者や活餌事業経験者をメンバーとして、黒潮町活餌供給機能強化対策協議会を 組織し、活餌供給事業を実施しているところであります。協議会では、自前でイワシ活餌を購入し販売すると なると、費用、事務負担も大きく、実施回数には自然と制限があります。

そこで、長崎県佐世保や、兵庫県家島等の活餌事業者に働き掛け、佐賀漁港区域内で一定期間運営していた だくことで、漁期の中でより長期にわたって活餌を供給できる体制とする考えであります。

当然、活餌の質が落ちて佐賀漁港における活餌販売の評判が悪ければ逆効果ですので、活餌の供給基地を回って実際に会い、事業者を選定する等の努力を続け、活餌の質を保ち、より安定的な供給体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

本年度、活餌供給対策協議会のメンバーが幾度となく県外に出向き、関係の構築に努め、その結果、事業者の参入が実現しております。

この活餌供給事業の実施により、カツオの水揚げが増えれば、その入港漁船が漁協での燃料や氷の調達、そして町内商店での食糧の仕入れを行うなど、売り上げ効果も期待できます。

また、大型漁船が数多く入港する壮観な景色を、風景を見ていただくこともできます。また、より安定的に カツオが水揚げされることにより、観光客や来訪者に対しても、新鮮なカツオを提供できる機会が増えると考 えています。何よりも、全国有数のカツオー本釣りの町ということを、内外に情報発信する力もさらに強まる と考えております。

平成30年4月19日から5月9日の間、県外漁船が25隻利用しております。そのうち、県外船、三重、静岡含め3隻が活餌を利用しており、そのときの杯数は3,029杯。春期において、例外として運営しているところでございます。

今後も、活餌供給対策事業に引き続き取り組むとともに、活餌事業者の短期誘致をを通じて、より安定的な 供給体制の構築に努めていきたいと考えております。 以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

矢野君。

# 4番(矢野昭三君)

課長、ちょっと最後のところです。町として、企業誘致の対応を問うというところで。

例えば、丘のことであれば、過疎法によって税の減免措置とかありますね。それから予算の中見ても、観光 とかスポーツ合宿に対する財政支援があるんです。これ、よそからカツオ業者が、餌屋が来ていただくという ときに、トータルとして相当な経済効果があるのは事実ですね。

それらのことを感謝する意味で、何らかの企業誘致の措置をすべきであると考えますが、どうですか。

### 議長(山﨑正男君)

海洋森林課長。

# 海洋森林課長 (今西文明君)

それでは再質問にお答えします。

まず、餌屋が、いわゆるその県外のその活餌事業者もいろいろありまして、本町と関係のある事業者の皆さんと直に、近々いうか回りながら、その関係構築に行政としても漁協とともに作っていきたいと。

その中で得られた意見を基に、今後町としてどのようなことができるか、検証、検討をしていきたいという ふうに考えております。

以上です。

### 議長(山﨑正男君)

矢野君。

# 4番(矢野昭三君)

そういうことはぜひ頑張って、盛り上げていくようなことをお願いしたいと思います。

それでね、ちょっと最後の端になりますが、こういうことなんですね。地方公務員法は、32条ですか、職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則および地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ、かつです。上司の職務上命令に忠実に従わなければならないとあります。ほかのいろいろありますけんど、言いませんがね。

そういうことですので、ぜひそのことを研修を通じて、あるいはそうでなくても自らの学習を通じてでも、 大変素晴らしい職員もおるの認めております。だけど、これはもうちょっ勉強してもらいたいなあという職員 も、こら事実なんです。

だからそれはそれとして、今後、トータルとして黒潮町の執行力が高まることを私は願っておりますので、 ぜひですね、その方法で取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

### 議長(山﨑正男君)

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

延会時間 16 時 26 分